

地方公共団体のための 環境配慮契約導入マニュアル (改訂版) 素案

平成 23 年〇月

印刷段階のイメージ

- 本冊子は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性表示：本冊子は印刷用の紙にリサイクルできます。
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した〔A ランク〕のみの資材を用いて作成しています。

リサイクル適性 (A)

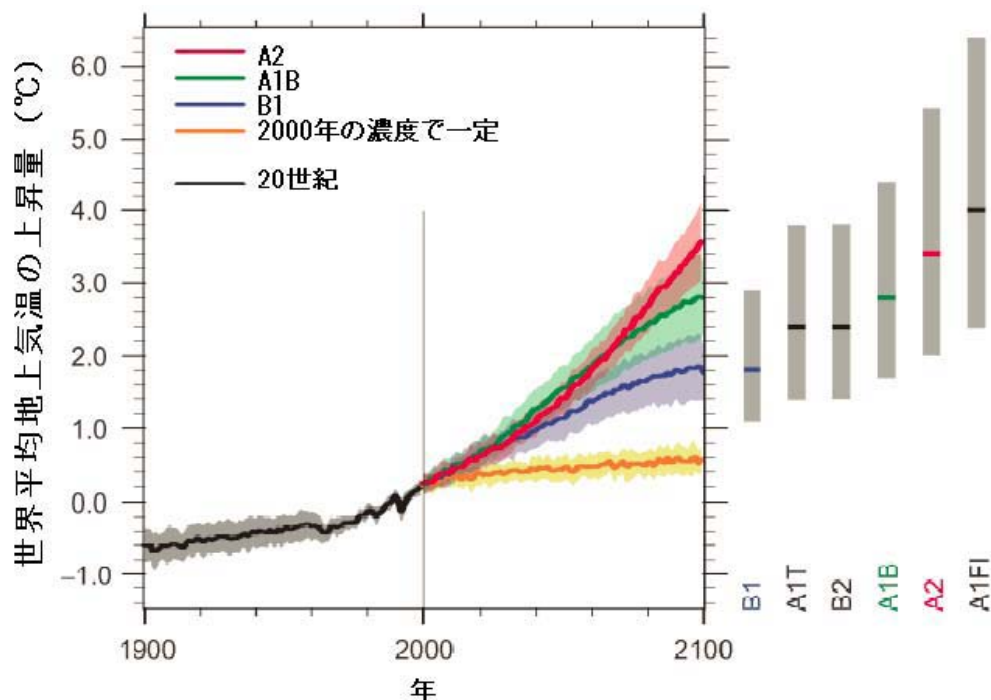
目次

はじめに	1
1 環境配慮契約の導入の意義	3
1-1 環境配慮契約の導入のメリット	3
1-2 環境配慮契約を阻害すると考えられる要因	4
1-3 負担にならない環境配慮契約の導入	5
2 環境配慮契約の導入の背景	6
2-1 環境配慮契約法の背景とねらい	6
2-2 環境配慮契約推進のポイント	9
2-3 環境配慮契約における発注者の役割	10
3 環境配慮契約とは	12
3-1 地域別・規模別の環境配慮契約の考え方	12
3-2 簡易的な環境配慮契約の手続き	12
4 環境配慮契約の契約方針のポイント	13
4-1 契約方針とは	13
4-2 契約方針に規定する内容	14
4-3 契約方針の位置づけ	14
5 具体的な契約類型ごとの実践	19
5-1 電気の供給を受ける契約	19
5-2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	26
5-3 船舶の調達に係る契約	30
5-4 省エネルギー改修事業に係る契約	34
5-5 建築物に関する契約	40
5-6 環境に配慮した OA 機器の調達について	43
5-7 その他の環境配慮契約	46
資料編	47
地方公共団体における先進事例	47
各種難型	56

はじめに

気候の安定化のために

IPCC¹第4次評価報告書によると、地球の平均気温は1906年から2005年にかけての100年間で0.74℃上昇したと報告されています。また、21世紀末の10年間の気温上昇は20世紀末の20年間と比較して、最大2.4～6.4℃に達すると予測されています。



出典：IPCC 第4次評価報告書第1作業部会報告書

この予測される気温上昇の影響として、次のようなことがあげられています。

- ❑ 水については、数億人の人が水ストレスの増加に直面
- ❑ 生態系については、種の分布範囲の移動及び森林火災のリスクが増加
- ❑ 食料については、複合的・局所的に穀物の生産性が低下
- ❑ 沿岸域では、洪水及び暴風雨による被害が増加
- ❑ 健康面では、熱波、洪水、干ばつによる罹病率及び死亡率が増加 等

この20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加によってもたされた可能性が高く、さらには、海面水位上昇や風の分布の変化、干ばつの影響を受ける地域の増加など平均気温以外の気候の変化に対しても影響を及ぼしていると報告されています。

世界の人為起源の温室効果ガス排出量は1970年の287億t-CO₂から2004年には497億t-CO₂に達し、35年間で70%の増加となっています。大気中の二酸化炭素濃度は、2005年には379ppm

¹ 気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)

に達し、産業革命以前の約 280ppm に比べ 35%増加しています。この二酸化炭素濃度が 450ppm に達した時、地球の平均気温は産業革命以前と比べ 2℃上昇し、危険な気候変動が発生すると考えられており、2009 年 7 月にイタリアのラクイラで開催された主要国首脳会議（G8）では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃以下で抑える」こと、いわゆる「気候ターゲット 2℃」が合意されました。さらに、2009 年 12 月の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）においてコペンハーゲン合意（同様の「気温上昇を 2℃以下に抑える」こと）に留意することが決定されました。

「気候ターゲット 2℃」を達成するには、2050 年まで 1990 年比で温室効果ガス排出量を 50%削減したとしても、その達成には不確実性が残ることが解っており、我が国においても、ありとあらゆる主体が、ありとあらゆる対策・施策を動員して、この温室効果ガスの削減に取り組まなくてはなりません。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に起因する温室効果ガスの排出削減はもちろん、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの削減のための施策を推進するとともに、事業者や住民等が実施する温室効果ガス排出削減等の取組の促進を図るなど、その果たすべき役割が一層重要となっており、実効ある施策の推進のために積極的な対応が期待されます。

環境配慮契約の推進

平成 19 年 11 月 22 日に施行された環境配慮契約法²（以下「法」という。）は、地方公共団体等³の責務を以下のとおり規定しています。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

すなわち、環境配慮契約⁴を推進する努力義務があるとされています。

本マニュアルは、地方公共団体が法の目的、法に基づく責務等を把握して、環境配慮契約の積極的な導入・推進に資することを目的として作成しました。本マニュアルを参考にしつつ、地域の実情に即した環境配慮契約に取り組んでいただきたいと思います。

² 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

³ 地方公共団体及び地方独立行政法人

⁴ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約をいう。

1 環境配慮契約の導入の意義

1-1 環境配慮契約の導入のメリット

環境配慮契約の目的は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することです。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品、庁舎、サービスなどを積極的に活用できるようにする経済的にも無理のない仕組みが必要です。環境配慮契約はその仕組みづくりにおいて、重要な役割を果たすツールとして考えることができます。

環境配慮契約を導入することによって、自らの排出する温室効果ガス排出量のさらなる削減とともに、以下のようなメリットが考えられます。

- 価格に環境性能を含めた総合的な評価によって、コストと環境負荷低減のバランスが得られること
- いわゆる「安かろう悪かろう」という粗悪な製品の排除
- 環境配慮に積極的に取り組む事業者が有利になることによる社会への波及効果

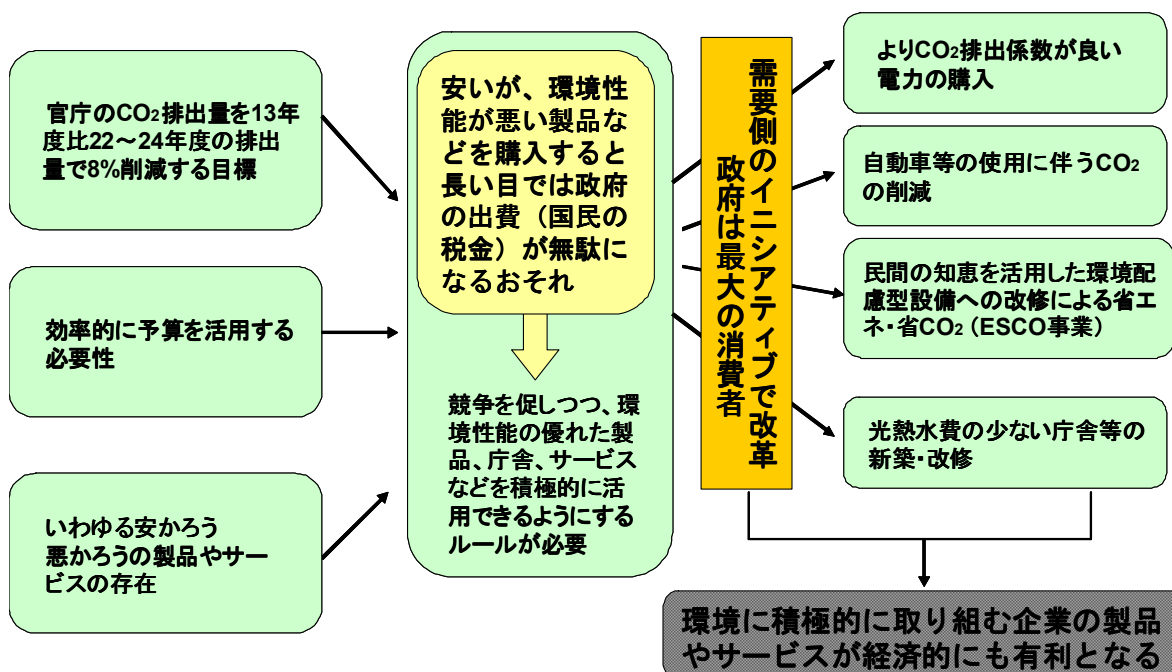


図 環境配慮契約が必要となる背景

1-2 環境配慮契約を阻害すると考えられる要因

「平成21年度地方公共団体の環境配慮契約取組み実態調査集計結果」⁵（以下「アンケート」という。）によれば、区市、町村においては環境配慮契約法の内容を知っているとした回答が全体の半数に達しておらず、まだまだ認知度が低い状況にあるといわざるを得ません。

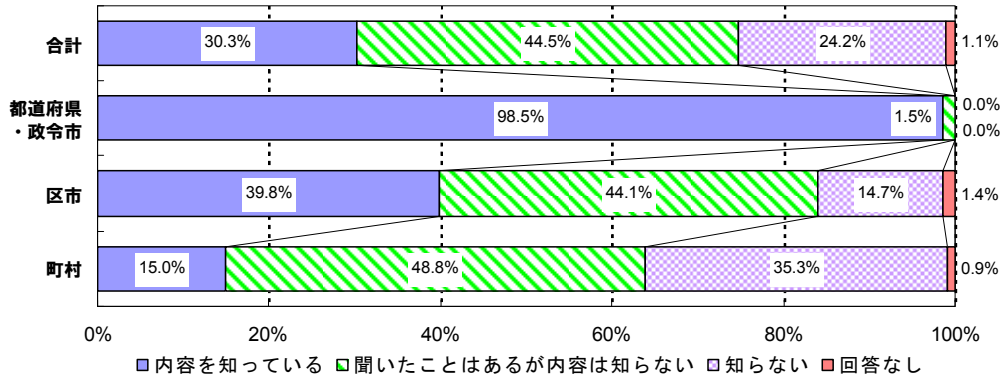


図 環境配慮契約の認知度

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられた上位の回答を見ると、区市、町村では「情報がない」が最多ですが、都道府県・政令市に比べると「組織の意識が低い」が上位にきています。

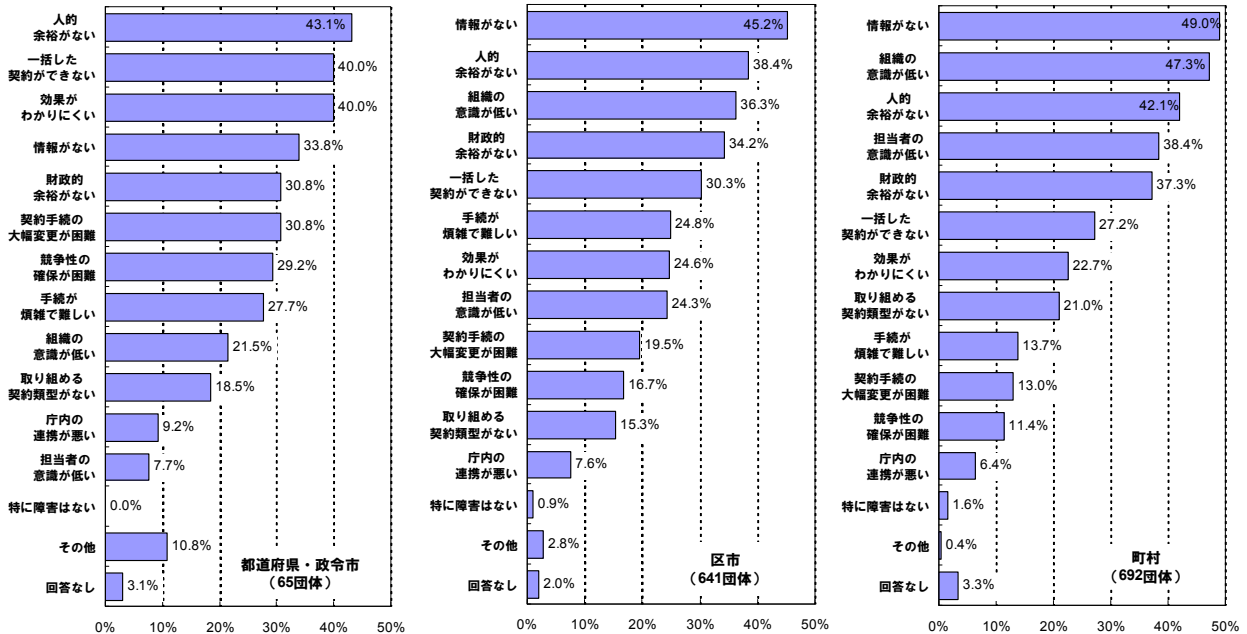


表 環境配慮契約の阻害要因（複数回答）

⁵ http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-03.pdf

1-3 負担にならない環境配慮契約の導入

アンケートでは環境配慮契約の阻害要因として「人的余裕がない、担当者の負担増」とした声も多く、地方公共団体における環境配慮契約の実施を推進するためには、調達者の負担にならないための工夫が必要です。

例えば、電力購入に係る情報（各電力事業者の二酸化炭素排出係数等）を1部局が整理し、仕様を通知する方式とすることにより、各入札実施主体における書類準備等の事務負担を低減することも1つの方法として考えられます。

環境配慮契約は環境への負荷の少ない社会に向けた仕組みを構築することを目指していますので、入札に係る情報整理等をなるべく一元化するなど、まず、調達に関する内部の仕組みづくりを検討し、取り組みやすい状況を作り出すことが重要です。

2 環境配慮契約の導入の背景

2-1 環境配慮契約法の背景とねらい

2008 年度における我が国の温室効果ガスの排出量（**確報値**）は 1,282 百万トンの CO₂ であり、基準年と比べて 1.6% の増加となっており、今後大幅な削減が必要です。

日本全体の温室効果ガス総排出量の推移と目標

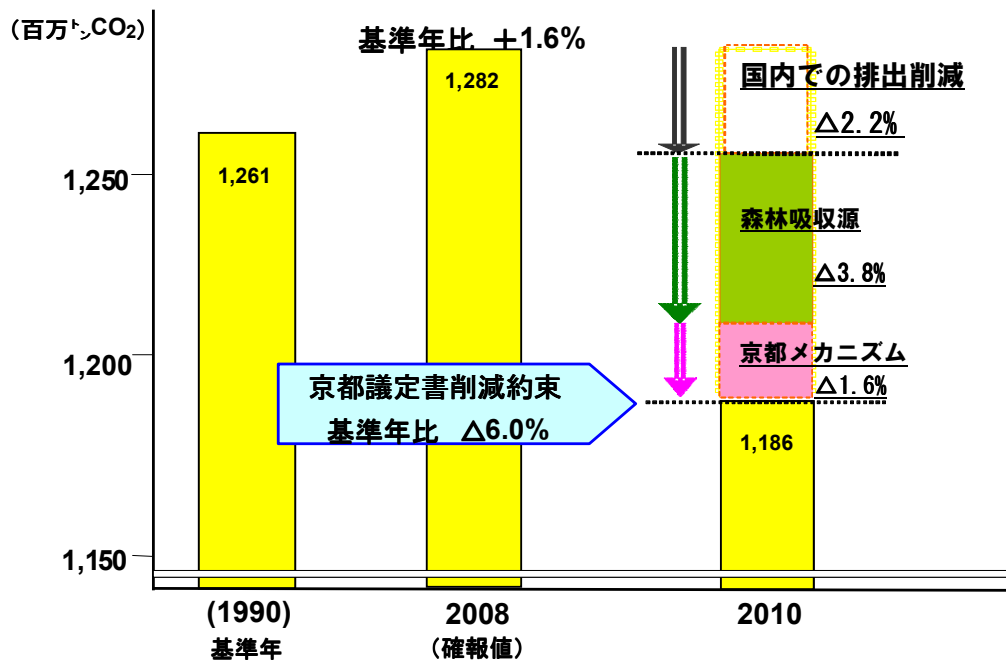


図 我が国の温室効果ガス排出量

また、政府の場合、平成 13 年度比 8% の削減を平成 22~24 年度の平均排出量で達成するとの目標を閣議決定したものの平成 17 年度は、1.2% の削減にとどまっていた。

このような現状を鑑み、国等が行う全ての契約に環境配慮を盛り込むことを視野に含めた環境配慮契約法が成立し、平成 19 年に公布、施行されました。

環境配慮契約法は公共部門が率先して財やサービスを調達する際の契約に環境配慮を盛り込むための法律であり、以下の 2 つのねらいがあります。

- ① 公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進
- ② 公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換の促進

(1) 公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進

1つめのねらいは、公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進です。

例えば、国の基本方針で挙げられている各契約類型は、以下のような視点に基づき定められており、これらの実施が率先実行の推進に繋がると考えられます。

【電力供給の場合】

入札に付する契約における裾切り方式の導入

⇒ 排出係数の小さい電力を購入できる蓋然性が高くなる

【自動車調達の場合】

総合評価落札方式の導入 ⇒ より環境性能（燃費）のよい自動車の調達が可能

【船舶調達の場合】

環境配慮型プロポーザル方式の導入 ⇒ 将来的にエネルギー効率のよい船舶の調達が可能

小型船舶におけるエンジンの燃料消費率等での裾切りの導入

⇒ 小型船舶の燃料消費率の最低水準の確保

【ESCO 事業の場合】

ESCO 事業の導入 ⇒ 建築物の省エネルギー改修により、建物におけるエネルギー効率等の向上

【建築物設計の場合】

環境配慮型プロポーザル方式の導入

⇒ 将来的にエネルギー効率のよい建築物の調達が可能

環境配慮契約と地球温暖化対策実行計画

地方公共団体においても、自らの温室効果ガスの削減のための実行計画を策定し、その実行計画に基づいた取り組みが進んでいます。

政府も自らの温室効果ガスの削減のための実行計画である「政府実行計画」を策定し、目標達成に向けて努めているところですが、環境配慮契約法基本方針においても「環境配慮契約により、政府実行計画を効果的に推進する」としています。

温暖化対策に資する率先実行の取り組みを進める上で、事業者等との契約の場面でも環境配慮が必要になることが考えられます。その際、環境配慮契約を導入し、実行計画との連携を図ることで、より効果的に率先実行を推進することができます。

(2) 公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換の促進

2つめのねらいは、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に資することです。

国及び地方公共団体の最終消費支出は日本全体の GDP の約 1/4 を占めており、市場に大きな影響力を持つ消費者であるといえます。影響力の大きな消費者が、環境配慮契約を推進するという意思を示すことによって、市場全体を環境に配慮する方向へ転換させることが期待できます。

例えば、国の基本方針で挙げられている各契約類型では、以下のような観点から環境配慮型市場への転換に資すると考えられます。

- 【電力供給の場合】 ⇒ 二酸化炭素排出係数の低減
- 【自動車調達の場合】 ⇒ 環境性能（燃費）のよい自動車の普及
- 【船舶調達の場合】 ⇒ 設計者の環境性能に関する配慮の向上、
エンジンの環境性能の向上
- 【ESCO 事業の場合】 ⇒ ESCO 事業のさらなる普及
- 【建築物設計の場合】 ⇒ 設計者の環境性能に関する配慮の向上

グリーン購入法も同様に、需要側のイニシアチブで環境配慮型市場への転換を図るねらいを持っており、着実に効果が現れています。

環境配慮契約法はグリーン購入法と同様のねらいを持ちますが、「価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達する」という趣旨を持っており、調達における財やサービスの環境性能の最低水準を示したグリーン購入法とはこの点が異なります。

グリーン購入法は、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスの調達を推進する制度として、これまで環境負荷削減に貢献してきました。しかし、グリーン購入法は、原則として従来の最低価格落札方式の中で環境配慮調達を進める制度であり、より積極的に環境に配慮するためには、契約上の工夫が求められます。そうした契約上の工夫を制度的に推進するのが環境配慮契約法です。そのため、基本方針では契約の方法などの仕組みを規定しています。

表 グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ○製品・サービスの環境性能を規定 ○最低価格落札方式による調達为原则 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約の方法などの仕組みを規定 ○契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する契約方式を規定
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○一定水準の環境性能を満たす製品・サービスを調達 	<ul style="list-style-type: none"> ○価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達
契約対象品目・	<ul style="list-style-type: none"> ○紙類、文具類、OA 機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、防災備蓄用品、公共工事、役務など 19 分野 261 品目（平成 23 年 2 月閣議決定の基本方針） 	<ul style="list-style-type: none"> ○電力の購入、自動車の調達、船舶の調達、ESCO 事業、建築設計の 5 つの契約類型（平成 22 年 2 月閣議決定の基本方針）
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> ○各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関 ○地方公共団体等は努力義務 	同左
内容など	<ul style="list-style-type: none"> ○環境物品等に係る判断の基準等を閣議決定 ○基本方針に即して調達方針を作成し、調達方針に基づき環境物品等を調達 ○対象機関が調達実績を取りまとめ・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮契約の方法等を閣議決定 ○基本方針に従い環境配慮契約を推進 ○対象機関が契約締結実績を取りまとめ・公表

2-2 環境配慮契約推進のためのキーワード

環境配慮契約法は「価格のみの競争」から「価格に環境性能を含めて総合的な競争」への転換を図るものです。環境配慮契約推進ためのキーワードとして、以下の 2 点を挙げることができます。

- ①長期的視点
- ②内部経済効果

環境配慮契約導入の際には、長期的視点に立って契約を考える必要があります。また、長期的な視点を持つことによって、環境配慮契約の導入による内部経済効果も期待できます。

具体的には、国の基本方針においては、以下のような効果等を期待し、各契約類型を定めています。

【電力供給の場合】

電気事業者がそれぞれの事業における温室効果ガス排出係数を低減させるには技術開発や電源構成の変更に相当の期間を要することから、短期間で温室効果ガス排出量を大きく減少させることは困難ですが、長期的にみると、環境配慮契約の実施により、これを低減させる方向に対するインセンティブを付与することが期待できます。

また、温室効果ガス排出係数がよくない電力を購入すると、結果的に温室効果ガス排出量削減のために別途対策が必要になり、そのための費用が増える可能性があります。

【自動車調達の場合】

環境性能(燃費)のよりよい自動車を購入すると使用期間中の燃料消費量が少なくなりますので、ランニングコストの低減が可能となります。

【船舶調達の場合】

長期間にわたって使用することが多いため、調達のときから環境に配慮することで、結果的に温室効果ガス排出量を抑制することが期待できます。

【ESCO 事業の場合】

建築物は長期間にわたって使用するものであるため、当然使用状況は変化します。したがって、変化に即した見直しが必要です。ESCO 事業はエネルギーの使い方に関するチェックの意味も含んでおり、将来を見据えた取組であるといえます。また、ESCO 事業は投資回収が長期にわたる事業であるため、当該建築物について今後の長期利用計画を検討することが重要になります。

【建築設計の場合】

建築物の設計段階で環境配慮が不十分であれば、その負の影響が長期にわたることになります。建築物は長期間にわたって使用するものであるため、設計当初から環境に配慮することで、結果的に温室効果ガス排出量を抑制することが期待できます。

2-3 環境配慮契約における発注者の役割

発注者（調達者）には、環境配慮契約の実施を通し、自らが温室効果ガス等排出の削減に向けた努力をする姿勢を示し、その上で事業者と一緒に地域を変革していく牽引役となることが期待されます。

例えば、電気の供給を受ける契約に際しては、事業者には排出係数の低減を求める以上、自らもエネルギーを無駄に使用していないか日常的に確認すること等が求められます。

環境配慮契約における発注者の役割は、以下のように整理することができます。

- 財やサービスの調達に当たっては、行政目的等を勘案し、それらを着実に遂行できるように必要かつ十分な要件を適切に定めること
 - ※要求性能に無駄がないかどうか検証することが重要です。
- 事業者に一方向的に環境配慮を求めるのではなく、自らの事務事業においても可能な限り温室効果ガス等の削減に努めること
- 環境配慮に関する技術、動向等を調査・把握すること
 - ※電気事業者の二酸化炭素排出係数や調達する自動車の燃費水準、建築設計における温室効果ガス等の削減に関する技術等の調査・整理等。
- あらゆる契約に環境配慮を盛り込むために、組織体制や施策体系を整理すること
 - ※職員に対する普及啓発や、情報伝達のルートを検討することや調達にあたってのルール作り、グリーン購入など他の環境関連施策と連携を図ることが重要です。
- 事業者と連携することで温室効果ガス等の削減のために何ができるかについて、常に考えること
 - ※公共部門と事業者の協働によって地域の温室効果ガス等の削減のための方策とそのため仕組みを継続して検討することが求められます。

3 環境配慮契約とは

3-1 地域別・規模別の環境配慮契約の考え方

我が国の温室効果ガス等の排出量の現状を見ると、あらゆる施策において環境配慮を盛り込んでいく必要があることは明らかです。そのため、国の基本方針では「できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努める」としているところです。

ただし、公共部門が実施する契約の種類は多種多様であり、また、合わせて地域性も考慮する必要があります。例えば地域によって建築物に求める環境性能に差異があることや、電力供給事業者が1者しか存在しないため競争ができない地域もあります。法第4条においても、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとされています。したがって、環境配慮契約の実施方法を、全国一律に規定することは難しく、それぞれの地域の実情に即したかたちで環境に配慮した契約の推進に関する基本的な考え方を示した上で、個々の地方公共団体あるいは個々の契約主体部署が自らの実施する契約において、可能な限りその基本的な考え方を実現するよう取り組むことが重要です。

3-2 簡易的な環境配慮契約の手続き

発注体制が十分に整備されていない比較的小規模な地方公共団体等においては、その体制が整備されるまでの間、契約に係る手続きが煩雑にならないように、簡易的な環境配慮契約の手続きを検討する必要があります。

簡易的な環境配慮契約の手続きのポイントとしては、例えば以下のようなことが考えられます。

○グリーン購入法に基づく調達の手続きの活用

グリーン購入法に基づく調達を実施している場合は、その手続きを活用することが考えられます。

- ⇒ グリーン購入法の調達方針に電力等を含める、など（巻末資料参照）
- ⇒ アンケートでは環境配慮契約の推進部署が決定している団体の8割がグリーン購入法も所管している

○環境配慮契約の情報の収集・活用

国や都道府県、近隣市町村等における環境配慮契約の情報を収集、活用することによって、準備段階における情報の整理に係る手間を削減できることが期待できます。

○試行的な環境配慮契約の実施

全庁共通のルールとする前に、一部の機関等で環境配慮契約を試行し、その際の手続きをもとにしてルール化を進めていくというステップも考えられます。

4 環境配慮契約の契約方針のポイント

4-1 契約方針とは

環境配慮契約法では、地方公共団体は契約方針⁶を作成し、その契約方針に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。本節では、この契約方針の作成について説明します。

環境配慮契約法第 11 条

(地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

国の基本方針の対象は「国及び独立行政法人等」であり、地方公共団体は直接的には国の基本方針の対象ではありません。したがって、それぞれの地方公共団体が自らの実情を考慮して「契約方針」すなわち、取り組むべき方向性を定めること、それが環境配慮契約を推進する第一歩になります。

地方公共団体における環境配慮契約に関する取組みについては、環境省ホームページで事例が公開されています。

「地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース」

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-04/index.html

⁶ 法の第 11 条に規定する「地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針」を以下「契約方針」という。

4-2 契約方針に規定する内容

法第5条では国の基本方針に規定すべき事項が掲げられていますが、地方公共団体の契約方針に規定すべき事項は定められていません。したがって、地方公共団体は自らの地域性等を考慮して、契約方針に規定する事項を選択する必要があります。

【ポイント】

- ① 契約方針には、「電力」「自動車」といったように対象とする契約類型（種類）を規定します。
- ② 必ずしも国の基本方針に規定されている事項を全て含む必要はありません。また、国の基本方針に含まれていない事項を対象とすることも可能です。
- ③ 自らの事務事業による温室効果ガス等排出量の内訳を把握し、影響の大きい部門に関連する契約について内容を検討することが重要です。
- ④ できることから取組を始めることが重要です。例えば、まずは一つの類型について契約方針を策定してみることも考えられます。

4-3 契約方針の位置づけ

契約方針の策定にあたっては、他の環境負荷低減のための取組と連携することが重要で、かつ合理的といえます。契約方針はグリーン購入法の調達方針に含めることも可能であり、また、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画、環境マネジメントシステムに位置づけている場合もあります。

表 契約方針の位置づけ（アンケート結果より）

区分	件数	単独で策定	グリーン購入法調達方針に含める	プレスリリースのみ	その他	無回答
合計	265 100%	43 16.2%	133 50.2%	6 2.3%	68 25.7%	15 5.7%
都道府県・政令市	47 100%	13 27.7%	16 34.0%	0 0.0%	17 36.2%	1 2.1%
区市	128 100%	11 8.6%	68 53.1%	2 1.6%	40 31.3%	7 5.5%
町村	90 100%	19 21.1%	49 54.4%	4 4.4%	11 12.2%	7 7.8%

なお、電力の供給を受ける契約等単一の契約類型に関する契約方針を単独で策定している事例もあります。

⁷ 例えば、国の基本方針では、平成22年2月の閣議決定で「船舶の調達に係る契約」についての基本的事項が追加されたが、これは国等においては船舶に由来する温室効果ガス等の排出量が政府全体の約3割と大きな割合を占めることが背景にある。

【地方公共団体の契約方針の例】

○グリーン購入法に基づく調達方針に含めた事例

「大阪府グリーン調達方針」（平成22年4月）より一部抜粋

1 意義・目的

(…略…)

大阪府では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」〔通称「グリーン購入法」〕（平成12年法律第100号）第10条第1項及び「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成15年条例第6号）第13条第2項の規定に基づき、環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針としてこの方針を定め、庁内におけるグリーン購入やリサイクル製品の調達の一層の推進を図るものとする。

また、当方針は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」〔通称「環境配慮契約法」〕（平成19年法律第56号）第11条第1項の規定に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図るための大阪府の方針としても位置づけることとし、庁内における環境配慮契約の推進を図るものとする。

(…略…)

4 平成22年度において取組む物品等及び環境に配慮した契約の推進

(…略…)

(3) 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ該当）

① 電気の供給を受ける契約

電力の需給契約の競争入札は、「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」に基づいて実施する。

② 自動車の購入に係る契約

自動車の調達に係る競争入札は、「大阪府自動車の調達に係る契約方針」に基づいて実施する。

※「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」及び「大阪府自動車の調達に係る契約方針」については巻末資料を参照してください。

○環境配慮契約の契約法新を単独で策定した事例

「平成 22 年度川崎市環境配慮契約推進方針について」⁸より一部抜粋

1. 趣旨

平成 19 年 1 月に環境配慮契約法（「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」）が施行され、地方公共団体等においては、地方公共団体等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を策定し、その方針に基づき温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することが努力義務として規定されました。

本市では、平成 20 年 2 月に地球温暖化対策の基本的な考え方として「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」を発表し、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するため、全市を挙げて取り組むこととしています。

市役所は、地域における様々な施策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者・消費者としての性格も併せ持っています。このような背景を踏まえ、温室効果ガス等の削減と環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として、「川崎市環境配慮契約推進方針」を定めるものです。

2. 方針概要

国の環境配慮契約法の基本方針を踏まえ、本市が行う環境配慮契約の種類とその契約手法などを川崎市環境配慮契約推進方針として定めます。

(1) 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方（全般事項）

市が行うすべての契約に基づく事業等からの温室効果ガス等の排出削減を図るため、契約段階で次による環境配慮を行います。

- 広範な分野で環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約内容を確保します。
- 事業者の環境マネジメントシステム等の取組を入札手続の評価項目の一つとして考慮するよう努めます。
- 調達時の要求性能等の明確化、情報公開の実施、他の行政目的との調和を図ります。

(2) 重点的に配慮すべき契約の種類と基本的考え方

- 電気の供給を受ける契約（平成 20 年 10 月実施要綱策定済）
 - ・ 電気事業者の環境負荷低減に関する取組を評価し、評価結果を入札参加資格に反映します。
- 自動車の購入及び賃貸借に係る契約
 - ・ 当面の間、車種選定時に燃費等を考慮することで、ハイブリッド車等の導入を検討します。
 - ・ 総合評価一般競争入札の導入に向けた継続的な検討を行います。
- 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約
 - ・ ESCO モデル事業の効果の検証を行います。
 - ・ 他のエネルギー改修事業等の契約手法の継続的な検討を行います。
 - ・ 当面の間、プロポーザル方式により ESCO 事業者の選定を行います。
- 建築物に関する契約
 - ・ 契約時に環境保全性能を確保します。
 - ・ 環境配慮型プロポーザル方式の導入を行います。

(…以下、略…)

⁸ <http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/home/hairyo/hairyo.htm>

○地球温暖化防止実行計画に位置づけた事例

「松本市地球温暖化防止実行計画」（平成 20 年 11 月）より一部抜粋

第 6 章 具体的な取組み

温室効果ガスの排出を伴う事務・事業における活動項目ごとの目標達成のために、具体的な取組みを推進します。

1 電気使用量削減への取組み

(…略…)

5 エネルギーの有効利用

内容	具体的な取組み
新エネルギーの導入	・太陽光発電システムやマイクロ水力発電システムの導入、木質バイオマスの利用を検討する
省エネルギー型機器の導入	・施設の新築・改築時には、断熱、日射調整等、省エネルギーに配慮した建築計画を検討する ・高効率照明器具、人感センサー等の省エネルギー型機器の導入を検討する
ESCO の導入	・エネルギー消費量大きい施設を対象に ESCO 事業導入を検討する

など

6 環境配慮契約法の推進

内容	具体的な取組み
電気の購入に関する契約	・電気の購入にあたっては、電気供給業者の CO ₂ の排出係数も検討する。
自動車の購入に関する契約	・車両の購入価格だけでなく、環境性能を総合的に評価し購入を決定する。
建築物に関する契約	・建築にあたっては、断熱性能の向上を図るとともに太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入を積極的に図る ・設備や機器の導入にあたっては、省エネルギー機器の導入を積極的に図る。 ・建築又は大規模改修にあたっては環境配慮型プロポーザル方式の採用を検討する。

参照：「松本市における環境配慮契約法の推進に関する基本方針」

※「松本市における環境配慮契約法の推進に関する基本方針」については巻末資料を参照してください。

○単一の契約類型に係る契約方針を単独で策定した事例

「平成22年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針」より一部抜粋

(目的)

第1条 本方針は、平成22年度において本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、奈良県の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1)二酸化炭素排出係数
- (2)未利用エネルギーの活用状況
- (3)新エネルギーの導入状況
- (4)環境マネジメントシステムの導入状況

2 加点項目

グリーン電力証書の購入状況

(評価)

第5条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「奈良県環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」により算定し、その評価点等を様式1「奈良県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、環境政策課長に提出するものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度環境政策課長に提出するものとする。

2 環境政策課長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

3 環境政策課長は、判定の結果について、様式2により実施所属長へ、様式3により評価点が基準点以上である電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は次のとおりとする。

1 前条で定める基本項目の評価点の合計が70点以上であること。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

2. 前年度において、RPS法第8条第1項の勧告を受けていないこと。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、様式2により各事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境政策課において行う。

附則

この方針は、平成22年2月12日から施行する。

5 具体的な契約類型ごとの実践

5-1 電気の供給を受ける契約

国等が電気の供給を受ける契約を締結する場合、裾切り方式を用いることが法の附則第3項及び第4項で規定されており、国等においてはこれに基づき裾切り方式を実施しています。地方公共団体も環境配慮契約の牽引者としての役割が期待されており、既に一部の地方公共団体で裾切り方式による入札が行われています。

(1) 環境配慮契約の考え方

電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の考え方は以下のとおりです。

- ① 電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する裾切り方式を採用。
- ② 複数の電気事業者の参入が可能な裾切り基準とする。
- ③ 事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- ④ 裾切り基準は毎年度見直しを検討。
※ 排出係数等は年度ごとに変動するため、調達者は裾切りの方法を毎年度見直す必要がある。

裾切り方式とは
最低価格落札方式における入札参加資格の制限による環境配慮契約

(2) 契約手続きの流れ

電気の供給を受ける契約における契約手続きの流れを図に示します。

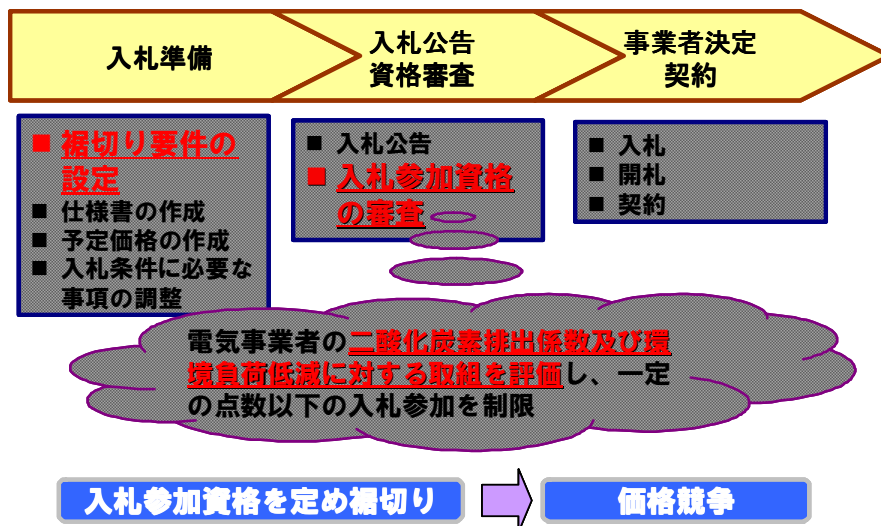


図 電気の供給を受ける契約における契約手続きの流れ

(3) 裾切り要件の設定

電力の購入に係る契約において裾切り方式を実施する場合には、まず、要件を設定する必要があります。環境配慮契約の阻害要因として「どのような基準（評価項目、配点等）にしたらよいかわからない」という意見が多くありました。そこで、裾切り要件や配点の設定について、考え方について簡単にまとめ、併せて国の機関や地方公共団体の事例を紹介します。

国等の場合は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針解説資料（以下「基本方針解説資料」という。）で、以下の2つの要件を規定しています。

要件 1 :

前年度 RPS 法（新エネ等利用特別措置法）第 8 条第 1 項の勧告を受けていないこと

要件 2 :

前年度の実績を点数制で評価し、当該点数により電気事業者に入札参加資格を付与（70 点以上を裾切り基準としているものが多い）

前年度の実績とは、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び新エネルギーの導入状況です。また、グリーン電力証書の譲渡を加点項目として追加してもよいとしています。

①二酸化炭素排出係数

②未利用エネルギーの活用状況

③新エネルギーの導入状況

+

④グリーン電力証書の譲渡
予定量

なお、地方公共団体においては、上記の 3 項目の他に別の項目を設定しているケースもあります（下表、加点項目を含む。（平成 21 年度実施事例））。

表 入札参加要件に別の項目を追加している例

項 目	団 体 (例)
環境マネジメントシステムの導入状況	神奈川県 他（加点項目の場合もある）
グリーン電力証書の確保（譲渡不要）	東京都、奈良県、横浜市
省エネルギーの働きかけの状況	横浜市
環境報告書の発行状況	神奈川県、横浜市、川崎市 他
地域の環境教育への貢献	神戸市（加点項目）
グリーン購入ネットワークへの加入状況	神奈川県
地域の森林の機能増進活動への参加状況	大阪府（加点項目）
緑化推進事業への参加状況	大阪府（加点項目）

電気事業者が二酸化炭素係数を低減させるためには相応の時間を要するため、直接的には排出係数の低減に影響しなくても、電気事業者の環境への取組を多面的に評価することを考えることも可能です。

(4) 評価基準（配点表）の設定

裾切り要件とする項目及び各項目の得点配分を定めます。全体を 100 点満点（加点項目を除く）とし、二酸化炭素排出係数の配分を重くするように設定します。

表 裾切り要件の各項目の配分例

二酸化炭素 排出係数	未利用エネ ルギー活用状況	新エネルギー 導入状況	その他	加点項目
70	15	15	—	最大 25
70	10	10	10	最大 10
65	15	10	10	最大 10
60	20	20	—	最大 10
60	10	10	20	最大 25
60	10	20	10	—
40	20	20	20	—

入札に参加できる事業者を必要以上に制限するのではなく、各社による企業努力がある程度反映される水準となるよう、各項目の得点配分や入札に参加できる基準得点（何点以上で入札に参加できるか）を設定することが重要です。

①二酸化炭素排出係数

平成 20 年の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の改正を受けて、平成 21 年 6 月に「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の算定に関する省令⁹」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令¹⁰」の一部が改正され、電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS））ごとに実排出係数¹¹及び調整後排出係数¹²が算出・公表されることになりました。平成 21 年度実績は平成 22 年 12 月

⁹ 平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号

¹⁰ 平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号

¹¹ 電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い、算定省令別表第 1 に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）（以下「実二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者が供給（小売）した電力量（kWh）（以下「販売電力量」という。）で除して算出する。

¹² 実二酸化炭素排出量（t-CO₂）から、償却前移転（償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。）した京都メカニズムクレジット（温対法第 2 条第 6 項に規定する算定割当量をいう。）等を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出

に公表されています¹³。

この公表された排出係数を用いて入札の際の配点表を作成するのですが、国の基本方針解説資料では、調整後排出係数を裾切りに使用するのが適切との考え方を示しています。

表 平成 21 年度の電気事業者別実排出係数・調整後排出係数等¹⁴

事業者名	実排出係数	調整後 排出係数
	(t-CO ₂ /kWh)	(t-CO ₂ /kWh)
北海道電力株式会社	0.000433	0.000423
東北電力株式会社	0.000468	0.000322
東京電力株式会社	0.000384	0.000324
中部電力株式会社	0.000474	0.000417
北陸電力株式会社	0.000374	0.000309
関西電力株式会社	0.000294	0.000265
中国電力株式会社	0.000628	0.000496
四国電力株式会社	0.000407	0.000356
九州電力株式会社	0.000369	0.000348
沖縄電力株式会社	0.000931	0.000931
イーレックス株式会社	0.000586	0.000468
エネサーブ株式会社	0.000498	0.000447
王子製紙株式会社	0.000472	0.000472
オリックス株式会社	0.000704	0.000704
株式会社エネット	0.000429	0.000429
株式会社 F-Power	0.000483	0.000396
サミットエナジー株式会社	0.000675	0.000675
J×日鉱日石エネルギー株式会社	0.000433	0.000433
昭和シェル石油株式会社	0.000901	0.000387
新日鉄エンジニアリング株式会社	0.000685	0.000685
ダイヤモンドパワー株式会社	0.000467	0.000467
日本テクノ株式会社	0.000670	0.000670
パナソニック株式会社	0.000749	0.000749
丸紅株式会社	0.000540	0.000419
代替値	0.000561	(t-CO ₂ /kWh)

する。

¹³ 「平成 21 年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について（お知らせ）」

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13319>

¹⁴ 新規参入者については、参入年度より前の排出係数が存在しないため、参入年度及びその次年度においては既参入者と同様の方法によって国が排出係数を公表することができない。そのため、参入年度及び参入次年度に限って年度ごとの排出係数に相当する係数を算出の上、国が当該係数及び根拠資料の内容を確認し、別途公表することとされている。

参考： http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/denkihaishutu/cm_ec.html

平成 21 年度に地方公共団体又は国の機関で実施された入札（裾切り方式）において用いられた二酸化炭素排出係数に係る配点の一部を参考として示します。なお、北陸電力供給エリア、四国電力供給エリア、沖縄電力供給エリアにおいては、2 者以上の応札があった事例はありませんでしたので省略しています。

表 二酸化炭素排出係数の配点例（平成 21 年度）

エリア	例 1		配点	例 2		配点
	区	分		区	分	
北海道電力 供給エリア		0.375 未満	70		0.300 未満	60
	0.375 以上	0.400 未満	65	0.300 以上	0.450 未満	50
	0.400 以上	0.425 未満	60	0.450 以上	0.600 未満	40
	0.425 以上	0.450 未満	55	0.600 以上	0.750 未満	30
	0.450 以上	0.475 未満	50	0.750 以上	0.900 未満	20
	0.475 以上	0.500 未満	45	0.900 以上		0
	0.500 以上	0.525 未満	40			
	0.525 以上	35				
東北電力 供給エリア		0.425 未満	70		0.325 未満	70
	0.425 以上	0.450 未満	65	0.325 以上	0.350 未満	65
	0.450 以上	0.475 未満	60	0.350 以上	0.375 未満	60
	0.475 以上	0.500 未満	55	0.375 以上	0.400 未満	55
	0.500 以上	0.525 未満	50	0.400 以上	0.425 未満	50
	0.525 以上	0.550 未満	45	0.425 以上	0.450 未満	45
	0.550 以上	0.575 未満	40	0.450 以上	0.475 未満	40
	0.575 以上	0.600 未満	35	0.475 以上	0.500 未満	35
	0.600 以上	0.625 未満	30	0.500 以上	0.525 未満	30
0.625 以上		25	0.525 以上		25	
東京電力 供給エリア		0.250 未満	60		0.325 未満	70
	0.250 以上	0.300 未満	50	0.325 以上	0.350 未満	65
	0.300 以上	0.400 未満	40	0.350 以上	0.375 未満	60
	0.400 以上	0.500 未満	30	0.375 以上	0.400 未満	55
	0.500 以上	0.600 未満	20	0.400 以上	0.425 未満	50
	0.600 以上	0.700 未満	10	0.425 以上	0.450 未満	45
	0.700 以上		0	0.450 以上	0.475 未満	40
				0.475 以上	0.500 未満	35
			0.500 以上	0.525 未満	30	
			0.525 以上		25	
中部電力 供給エリア		0.300 未満	60		0.300 未満	60
	0.300 以上	0.450 未満	50	0.300 以上	0.350 未満	55
	0.450 以上	0.600 未満	40	0.350 以上	0.400 未満	50
	0.600 以上	0.750 未満	30	0.400 以上	0.450 未満	45
	0.750 以上	0.900 未満	20	0.450 以上	0.500 未満	40
	0.900 以上		0	0.500 以上	0.550 未満	35
				0.550 以上	0.600 未満	30
				0.600 以上	0.650 未満	25
			0.650 以上	0.700 未満	20	
			0.700 以上		0	

表 二酸化炭素排出係数の配点例（平成 21 年度）【続き】

エリア	例 1		配点	例 2		配点
	区	分		区	分	
関西電力 供給エリア		0.300 未満	70		0.325 未満	70
	0.300 以上	0.350 未満	65	0.325 以上	0.350 未満	65
	0.350 以上	0.400 未満	60	0.350 以上	0.375 未満	60
	0.400 以上	0.450 未満	55	0.375 以上	0.400 未満	55
	0.450 以上	0.500 未満	50	0.400 以上	0.425 未満	50
	0.500 以上	0.550 未満	45	0.425 以上	0.450 未満	45
	0.550 以上	0.600 未満	40	0.450 以上	0.475 未満	40
	0.600 以上	0.650 未満	35	0.475 以上	0.500 未満	35
	0.650 以上	0.700 未満	30	0.500 以上	0.525 未満	30
	0.700 以上	0	0.525 以上		25	
中国電力 供給エリア		0.350 未満	60		0.375 未満	70
	0.350 以上	0.500 未満	50	0.375 以上	0.400 未満	65
	0.500 以上	0.650 未満	40	0.400 以上	0.425 未満	60
	0.650 以上	0.800 未満	30	0.425 以上	0.450 未満	55
	0.800 以上	0.950 未満	20	0.450 以上	0.475 未満	50
	0.950 以上		0	0.475 以上	0.500 未満	45
				0.500 以上	0.525 未満	40
				0.525 以上	0.550 未満	35
				0.550 以上	0.575 未満	30
			0.575 以上		25	
九州電力 供給エリア		0.300 未満	60		0.375 未満	70
	0.300 以上	0.450 未満	50	0.375 以上	0.400 未満	65
	0.450 以上	0.600 未満	40	0.400 以上	0.425 未満	60
	0.600 以上	0.750 未満	30	0.425 以上	0.450 未満	55
	0.750 以上	0.900 未満	20	0.450 以上	0.475 未満	50
	0.900 以上		0	0.475 以上	0.500 未満	45
				0.500 以上	0.525 未満	40
				0.525 以上	0.550 未満	35
				0.550 以上	0.575 未満	30
			0.575 以上		25	

②未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの活用状況は公表されていませんので、入札への参加を希望する事業者に提出を求めることになります。地方公共団体において行われた裾切り方式を用いた入札の際の、当該部分の配点例を下表に示します。

表 未利用エネルギー活用状況に関する配点の例

満点	配点（括弧内は点数）
10 点	活用（10）／未活用（0）
15 点	1.35%以上（15）／0%超 1.35%未満（10）／0%（0）
15 点	1.35%以上（15）／0.675%以上 1.35%未満（10）／0%超 0.675%未満（5）／0%（0）
20 点	1.35%以上（20）／0%超 1.35%未満（10）／0%（0）

③新エネルギー導入状況

新エネルギーの導入状況は公表されていませんので、入札への参加を希望する事業者に提出を求めることになります。

地方公共団体において行われた裾切り方式を用いた入札の際の、当該部分の配点例を下表に示します。

表 新エネルギー導入状況に関する配点の例

満点	配点（括弧内は点数）
10点	1.0以上（10）／1.0未満（0）
10点	1.0以上（10）／0.8以上 1.0未満（5）／0.8未満（0）
15点	1.0以上（15）／0.8以上 1.0未満（10）／0.8未満（0）
20点	1.0以上（20）／0.8以上 1.0未満（10）／0.8未満（0）

④グリーン電力証書の譲渡等

国等の行う裾切り方式では、グリーン電力証書は加点項目として設定されることがあります。地方公共団体において実施される裾切り方式による入札においては、「グリーン電力証書の譲渡」の他に「グリーン電力証書の保有（購入）」を評価項目に加えているケース（加点項目の場合を含む）があります。さらに地元の都道府県で発電されたグリーン電力に関して配点を高くしている例があります。

表 グリーン電力証書購入状況に関する配点の例

購入あり	自県産	20点
	他府県産	10点
購入なし		0点

⑤その他

その他の項目については配点の満点を低くし（5～10点程度）、適合している場合にその満点を与えている例が多いようです。

○加点されているその他の項目の例：

- 環境報告書の発行状況 : 発行している／発行していない
- グリーン購入ネットワークへの加入状況 : 加入している／加入していない
- 環境マネジメントシステムの導入状況 : 導入している／導入していない
- 他の環境施策への参加状況 : 参加している／参加していない

5-2 自動車の調達に係る契約

(1) 環境配慮契約の考え方

国等における自動車の調達（購入及び賃貸借）に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりです。

契約締結の選定基準

- グリーン購入法の基準を満足することが前提条件（特定調達品目に該当する場合）。
- 環境性能（燃費）と価格の両面から評価を行う（総合評価落札方式の採用）。

入札時の考慮事項

- 必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、行政目的等が確実に達成できるよう勘案する。
- 燃料種ごとに入札条件を設定する。ただし、ガソリン自動車及びディーゼル自動車であって、発熱量換算燃費値により、同一の燃費基準に係る車両重量区分として比較可能な場合にあってはこの限りではない。
- 具体的要件は使用状況（走行距離実績など）を勘案し調達者において設定

自動車の調達に当たっては、「グリーン購入の取組を実施しているため、さらに環境配慮契約に取り組む必要性がわからない」とした意見が多かったため、まず、グリーン購入の取組と環境配慮契約の違いについて補足します。

グリーン購入は調達する自動車の燃費の最低水準を定めるもので、その最低水準をクリアしたものの中から価格競争で選定する方式（裾切り方式）です。

車種によっては最低水準よりさらに高燃費を実現した自動車があるクラスがありますが、グリーン購入法のみ適用によると、最低水準をクリアすればそれ以上の燃費の差は評価されません。これに対し、価格を含めて総合的に評価する総合評価落札方式を採用した場合は、最低水準からどれだけ燃費がよいのかを評価に含めることができます。すなわち、最低水準からの「 $+ \alpha$ （プラスアルファ）」を評価することになります。自動車の調達における環境配慮契約として推奨している総合評価落札方式は、「よりよいものを選択する」という意味で、グリーン購入の基準による裾切り方式から一歩進めた段階であるといえます。

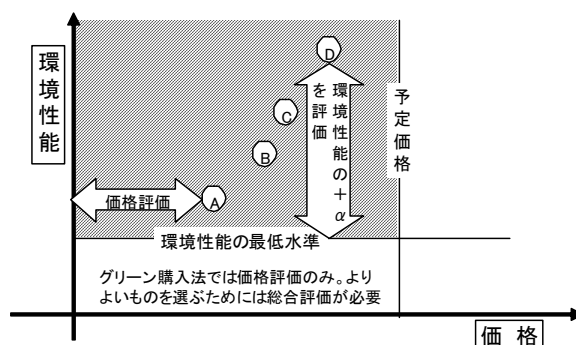


図 価格及び環境性能の両面による総合評価落札方式のイメージ

(2) 契約手続きの流れ

自動車の調達に係る契約における契約手続きの流れを図に示します。

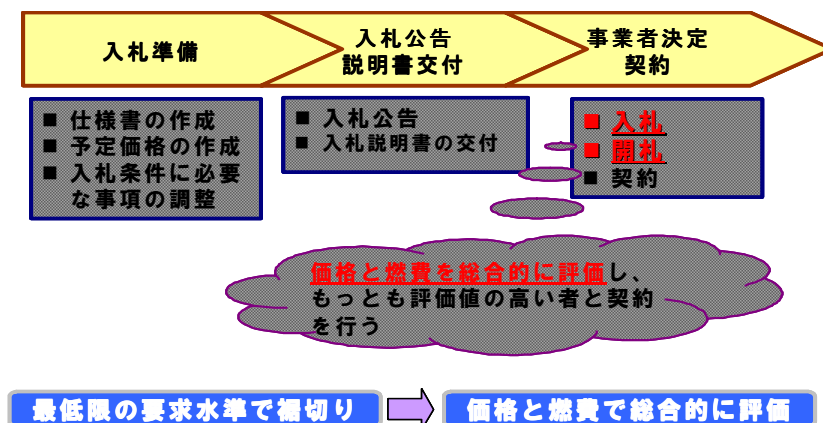


図 自動車の調達に係る契約における契約手続きの流れ

(3) 総合評価落札方式の採用の判断

調達しようとする自動車が以下の要件を満たす場合は、価格と環境性能の両面で評価する総合評価落札方式を採用することが、コストや環境配慮等の面からみて適切です。

○要件を満たす自動車がある程度普及していること

基本方針解説資料でも「一定程度普及段階にある自動車であることが、本契約方式による入札の前提となることに留意する必要がある」としています。総合評価落札方式は価格と環境性能を総合的に評価する方式ですので、価格面においても相応の競争力を有することが必要になります。

○要件を満たす自動車にある程度の燃費の差があること

例えば 2,000cc クラス（概ね車両重量 1,266kg 以上 1,516kg 未満）の 3BOX のガソリン乗用車の場合、グリーン購入法の燃費の最低水準は $11.7\text{km/}\text{ℓ}$ ¹⁵ ですが、同クラスでは、市場に燃費が $12.2\text{km/}\text{ℓ}$ の自動車もあれば $29.8\text{ km/}\text{ℓ}$ の自動車もあります¹⁶ ので、燃費の差が比較的大きいといえますが、小型の車両や特殊車両などは市場の自動車の燃費の差がそれほど大きくない場合もあります。

○長期の使用期間又はある程度の走行距離が想定されること

基本方針解説資料でも、賃貸借の場合「契約期間が 3 年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合など、評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、調達者の判断により、必ずしも本方式を適用しないものとする」としています。

¹⁵ JC08 モード：グリーン購入法のガソリン乗用車に係る 10・15 モードの燃費基準 $13.0\text{km/}\text{ℓ}$ から換算

¹⁶ 平成 21 年 12 月現在

また、予定価格を算定する際には、価格に加えて環境性能（燃費）についても市場の調査をすることが重要です。

(4) 総合評価落札方式の評価方法

①総合評価落札方式とは

総合評価落札方式には一般的に加算方式と除算方式があり、一般的に次の式で表すことができます。

$$\text{加算方式： [得点] = [価格以外の要素の得点] + [入札価格点]}$$

$$\text{除算方式： [得点] = [価格以外の要素の得点] \div [入札価格点]}$$

基本方針解説資料の自動車の調達に係る環境配慮契約の解説において推奨している総合評価落札方式は除算方式です。

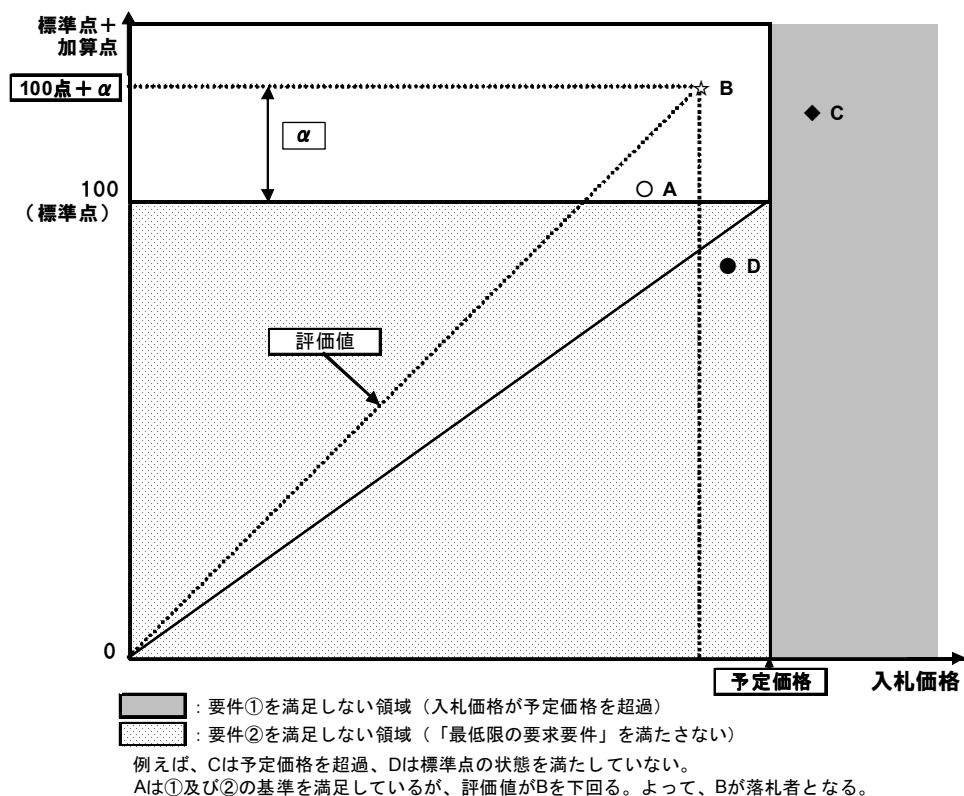


図 自動車の調達に係る契約における総合評価落札方式のイメージ

②価格以外の要素の得点

自動車の調達に係る環境配慮契約では、[価格以外の要素の得点]はすなわち環境性能の得点（以下、「得点」という。）です。

先述したように環境性能の「+α」を評価しますので、最低水準を標準点（100点）として各自動車の「+α」要素を加算点として点数化します。

$$\text{得点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

③加算点

加算点は以下の方法で求めます。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

※燃費基準値： 要求する環境性能の最低水準（グリーン購入法の基準等）

燃費目標値： 仕様を満足する自動車の中で最高水準の燃費値

※加算点の満点については後述

※燃費基準値・燃費目標値に係る補足事項

■グリーン購入法の特定制品目に該当しない場合

調達仕様を満足する自動車のうち、最も燃費値の劣るものを燃費基準値とする。

■グリーン購入法の複数の車両重量区分にまたがる仕様の場合

最も燃費の劣る区分の数値を燃費基準値とする。

また、最も燃費の優れた区分の数値を燃費目標値とする。

④燃費の換算（燃費表示モードの移行に関連して）

自動車カタログの燃費表示は、2011年4月から、従来の10・15モードからJC08モードへ順次切り替わることになっています。また、2015年度において乗用車、軽貨物車及び軽量貨物車の燃費基準については、ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一区分として扱うこととなります。

基本方針解説資料では、「10・15モードによる燃費とJC08モードによる燃費を比較する必要が生じた際には、10・15モードの燃費に0.9を乗じることでJC08モードの燃費とみなすこと」としています

④⑤試算例

試算1) 2,000ccクラスのセダン（ボックス型）ガソリン乗用車の場合

下表は、燃費基準値を11.7 km/ℓ、燃費目標値を29.6 km/ℓ、加算点の満点を50点とした場合の試算例を表に示します。

この表のケースでは、評価点順位が1位だったC車が落札者になります。結果として、最低価格でも最高得点でもないC車が「価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も優れた自動車」ということとなります。

表 総合評価落札方式の加算点・評価点の試算例（1）

	A車	B車	C車	D車
提案車の燃費 (10・15モード) (km/ℓ)	—	14.2	—	13.6
提案車の燃費 (JC08モード) (km/ℓ) ⇒ X	29.6	12.8 (14.2×0.9)	25.7	12.2 (13.6×0.9)
価格点 (入札価格/1万)	263	193	242	224
加算点(50点満点) $50 \times \frac{(X-11.7)}{(29.6-11.7)}$	50.0	3.1	39.1	1.4
得点 標準点+加算点	150	103.1	139.1	101.4
評価点 得点/価格点	0.570	0.534	0.575	0.453
価格順位 最低価格=1	4	1	3	2
評価点順位 最高評価点=1	2	3	1	4

※B車、D車の燃費は10・15モードの燃費値に0.9を乗じて算出

—上表のケースでは、評価点順位が1位だったC車が落札者になります。結果として、最低価格でも最高得点でもないC車が「価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も優れた自動車」ということになります。

試算2）2,000ccクラスの多目的ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一に扱う場合

基本方針解説資料では、発熱量換算燃費値により、同一の燃費基準に係る車両重量区分として比較可能な場合にあつてはガソリン自動車とディーゼル自動車を合わせて入札を行うことも可能だとしています（調達者が同一区分として扱うことが適当であると判断した場合）。下表に、燃費基準値を9.5 km/ℓ、燃費目標値を12.9 km/ℓ、加算点の満点を18点とした場合の計算例を示します。

表 総合評価落札方式の加算点・評価点の試算例（2）

	A車	B車	C車	D車
提案車の燃費 (10・15モード) (km/ℓ)	12.4	13.2	—	11.6
提案車の燃費 (JC08モード) (km/ℓ) ⇒ X	11.2 (12.4×0.9)	11.9 (13.2×0.9)	12.9	10.4 (11.6×0.9)
価格点 (入札価格/1万)	278	274	294	262
加算点(18点満点) $18 \times \frac{(X-9.5)}{(12.9-9.5)}$	9.0	12.7	18.0	4.8
得点 標準点+加算点	109.0	112.7	118.0	104.8
評価点 得点/価格点	0.392	0.411	0.401	0.400
価格順位 最低価格=1	3	2	4	1
評価点順位 最高評価点=1	4	1	2	3

※C車のみディーゼル車

※A車、B車、D車の燃費は10・15モードの燃費値に0.9を乗じて算出

基本方針解説資料において、他のケースの試算も行っておりますので御参照ください。

(5) 総合評価落札方式の実例

【ケース1】

入札に当たっては「入札条件に必要な事項の整理」が必要ですが、総合評価落札方式を実施するための事前準備として、

- ①既保有自動車の実走行距離等の把握
- ②加算点の満点の設定
- ③有識者へのヒアリング

が考えられます。以下、A県における事例を参考にこれらの項目について整理します。

①既保有自動車の実走行距離等の把握

まず、調達する自動車をどのくらい使用するかといったことを想定する必要があります。そのためには保有している自動車の実走行距離などの情報を収集する必要があります。

A県の例では以下の情報等を収集・整理し、これらの情報をもとに加算点の満点を設定しています。

表 自動車の調達に係る契約における情報の整理

項目	設定値	根拠
燃費基準値	9.45 km/ℓ	グリーン購入法の基準による
燃費目標値	12.1 km/ℓ	市場調査による
想定総走行距離	120,000 km	実績による
ガソリン総消費量	12,698 ℓ	120,000 / 9.45
燃料価格（単価）	135 円/ℓ	県内平均ガソリン価格（平成18年度）
燃料価格（総額）	1,714,230 円	135 円 × 12,698 ℓ

②加算点の満点の設定

加算点の満点をどのくらいにするかは、すなわち環境性能にどのくらい重点を置くかということになります。想定走行距離、車両クラス（重量）、用途、地域等によって様々ですので、一律に規定することはできません。調達する自動車それぞれについて調達者が判断する必要があります。

a)市場の燃費性能の格差をもとに設定する

基本方針解説資料では、「加算点の満点については、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が100%以上である場合は50点とし、改善割合が100%未満である場合は、改善割合を基に最高点を設定する」としています。つまり、燃費目標値が燃費基準値の倍以上ある場合に加算点の満点を50点とすることになります。この方法では加算点の満点は次の式の計算結果が目安になります。

$$\text{加算点の満点} = (\text{燃費目標値} / \text{燃費基準値} - 1) \times 50$$

b)コストをもとに設定する

A県の事例ではコストをもとに加算点の満点を設定しています。自動車の使用期間中に消費される燃料の総量を概算し、想定した燃料総消費量に燃料価格（単価）を乗じて自動車の使用期間中に必要な燃料価格（総額）を算出します。この燃料価格（総額）と自動車の初期価格を比較し、燃料価格（総額）が初期価格に比べて十分高い¹⁷ため、加算点の満点を50点としています。

また、賃貸借の場合は購入の場合より一般に使用期間が短いことを考慮して加算点の満点を設定する必要があります。基本方針解説資料では、例えば3年間の賃貸借契約の場合は購入の場合の加算点の満点に3/7を乗じて、50点満点⇒20点満点としています。

③有識者へのヒアリング

地方自治法施行令により地方公共団体が総合評価落札方式を導入する際は、学識経験者に意見を聞くことが求められています。

A県の場合、落札者設定基準策定に際して、大気環境や交通環境に精通する2名の大学教授に意見を聞いています。

【ケース2】

また、自動車のリースに当たって、提案車の入札価格（年間リース料）に想定される年間燃料代（提案車の燃費×想定年間走行距離×想定燃料単価）を加えて算出した「年間維持費」を判断の基準とした実例がありますので、以下に紹介します。

¹⁷ 予算執行予定価格：燃料価格（総額）＝10：9

「平成 21 年度版北本市グリーン購入ガイド」より一部抜粋¹⁸

項目	A	分類番号	4	分類名	自動車
分類共通の 判断の基準等	【判断の基準】 ①八都県市指定低公害車であること ②環境配慮契約法基本方針に基づき、年間維持費 (リース費用+燃料単価×年間走行距離見込÷カタログ燃費)が最低であること ※1:燃料単価は次の金額(前年度第1～第3四半期購入実績)、もしくは各部署 の判断により決定した金額とする。 ガソリン:160 円/ℓ、軽油:148 円/ℓ、LPG:97 円/kg ※2:年間走行距離見込は 3000km(前年度総務課実績)、もしくは各部署の判断に より決定した距離とする。 ※3:カタログ燃費は JC08 モードを用い、確認できない場合は(10・15 モード× 0.9)を用いる (参考)(資料4:P21)自動車の賃貸借契約における環境影響評価表				
	【配慮事項】 ①製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がな されていること ②再生材が多く使用されていること				
品目 No.	品目名	品目個別の配慮事項			単位
1	自動車				1台

(資料 4 「自動車の賃貸借契約における環境影響評価表」)

候補	①年間 リース料	②燃料 単価	③年間走行 距離見込	④カタログ 燃費	⑤年間 燃料代 (②×③÷④)	⑥年間 維持費 (①+⑤)
(記入例)〇〇リース㈱	170,280 円	150 円	6,000km	16.4km/ℓ・kg	54,878 円	225,158 円
(記入例)□□リース㈱	168,300 円	150 円	6,000km	15.8km/ℓ・kg	56,962 円	225,262 円

- 1 燃費は JC08 モードを用い、確認できない場合は (10・15 モード×0.9) とする。
- 2 年間走行距離見込みが不明の場合は、3000km とする。
- 3 燃料単価は北本市グリーン購入ガイドラインの規定による。
- 4 年間維持費= (①年間リース料) + (②燃料単価) × (③年間走行距離見込) ÷ (④カタログ燃費)

¹⁸ http://www.city.kitamoto.saitama.jp/shisei/news/data/green_guideline.pdf

5-3 船舶の調達に係る契約

(1) 船舶の調達に係る契約における環境配慮の意義

平成 22 年 2 月に国の基本方針が改定され、船舶の調達に係る契約においても環境配慮契約を盛り込むことが閣議決定されました。

現在、IMO（国際海事機関）で国際海運における温室効果ガス排出削減対策（技術的手法、運航上の手法、経済的手法）が検討されています。また、近年の省エネルギーに向けた気運の高まりは、従来から省エネルギー対策に努めてきた船舶分野とて例外ではなく、さらなる省エネルギーに向けた取組が検討されています。

一方、我が国においては、政府実行計画の実施状況を見ると、平成 19 年度実績は船舶由来の温室効果ガス排出量は政府全体の温室効果ガス排出量の 28%を占めており、国等が船舶の調達等においても環境配慮契約を検討することはとりわけ重要であるといえ、そのため政府は船舶の調達においても環境配慮契約を推進することを閣議決定しました。

地方公共団体においても、船舶は一般に 10 年以上の長期に渡って使用されるものであるため、船舶の調達等を行う場合に環境配慮契約を実施することは、長期的な視点での温室効果ガス削減に寄与することが期待されます。

(2) 環境配慮契約の基本的考え方

船舶の調達に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ①設計を事業者が発注する場合は、環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待できる設計事業者を選定（設計業務を発注する場合にはプロポーザル方式を採用）。
- ②小型船舶を調達する場合は、推進機関の燃料消費率等を要件に含める（小型船舶においてはエンジンの裾切り設定を行う）。
- ③必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、行政目的等が確実に達成できるように要求性能を適切に定める。

(3) 船舶設計における環境配慮

船舶の基本設計を事業者が発注する際には、船舶の省エネルギー等の技術についても配慮することができる事業者を選定することが環境への配慮に繋がります。そのため、建築設計事業者の選定において推奨しているプロポーザル方式を船舶設計事業者の選定にも適用することが有効と考えられます。

建築設計事業者の選定においては、提案を求めるテーマのうち 1 つ以上に温室効果ガス等の削減に資する内容を含める環境配慮型プロポーザル方式を環境配慮契約として推奨しています。船舶設計においても同様に環境配慮に関する技術提案項目を設けたプロポーザル方式（環境配慮型船舶プロポーザル方式）を採用した以下のような例があります。

企画提案書記載項目

- (1) 法人の概要等について
- (2) 担当技術職員について
- (3) 企画提案を求める技術的課題について
 - ① 計画している調査船の概要について
計画船は以下の概要を想定しているが、この可能性及びイメージ。
 - ・総トン数：約〇〇トン
 - ・船体材質：鋼
 - ・定員：〇〇名
 - ・航行区域：近海区域(国際航海)
 - ・航海速度：13ノット程度
 - ・推進器：可変ピッチプロペラ
 - ・甲板スペース
 - ・研究室等：〇〇研究室、××研究室
 - ② 船内騒音振動及び水中雑音を低減させる方策について
 - ・機関、空調機、冷凍機、ポンプ類等の騒音・振動発生の低減に関すること
 - ・各音響機器を同時使用した場合においても、機器の発する超音波の干渉を防止する方法(機器選定やシステム構築等)に関すること
 - ③ 維持管理費の低減及び省エネ型の調査船とすることについて
 - ・建造費用に関すること
 - ・維持管理費(人件費、燃油等運航経費、修繕費等)に関すること
 - ④ その他、調査船建造にあたって配慮すべき事項
 - ・船舶の建造費及び維持管理費の概算額
 - ・業務を受託した場合の行程計画、日程等の概要
 - ・その他

(4) 小型船舶の調達における環境配慮

船舶の燃費は、一般に、推進機関単体での燃料消費率の他、船型や補助機関といった様々な要素を総合的に評価する必要がありますが、小型船舶においては、推進機関単体の燃料消費率が船舶全体の燃費に大きく影響しており、温室効果ガス等の排出についても、同様の影響を及ぼしています。そのため、小型船舶の調達に係る契約（建造に係る契約の他、購入に係る契約を含む）を締結する際には、調達者が当該船舶の用途・目的、航行区域等を鑑みて、推進機関の要件に燃料消費率等を含めることが有効です。

具体的には、既存の基準（漁船用環境高度対応機関認定基準、マリンエンジン排ガス低減自主規制）等を適用することが考えられます。

例) 当該船舶の推進機関については、以下の要件を全て満たすものとする。

- ・ガソリン機関であること。
- ・定格出力が 60kW を超え 80kW 以下であること。
- ・定格出力時燃料消費率が 380 g/kWh 以下であること
- ・排出ガス（炭化水素及び窒素酸化物の合計）が以下の式により算出した値以下であること。

$$0.2 \times (151 + 557/P^{0.9}) + 4.80 \quad P: \text{定格出力}$$

5-4 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

(1) 省エネルギー改修事業の必要性と意義

ESCO 事業は、施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー推進方法として注目されています。このような状況を踏まえ、公的部門が ESCO 事業を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と両立する新しい経済づくりに役立つことが期待されます。

なお、ESCO 事業の詳細については、ESCO 推進協議会のホームページ¹⁹をご参照ください。

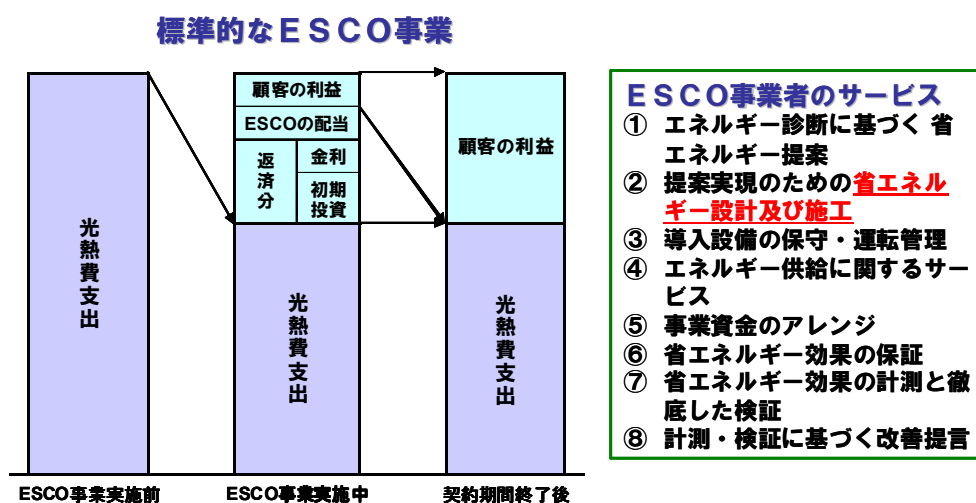


図 標準的な ESCO 事業

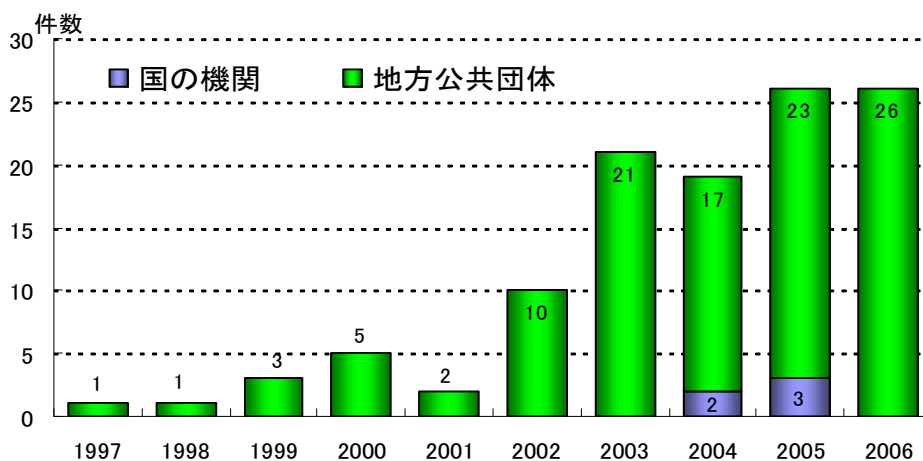


図 公共機関の ESCO 公募件数の推移

¹⁹ <http://www.jaesco.gr.jp/>

(2) ESCO 事業の導入に当たって

ESCO 事業の計画段階の概略のフローは右のとおりですが、ESCO 事業の範囲又は事業者選定方式（総合評価落札方式又はプロポーザル方式）によって、予算化の手續等が異なりますので、計画段階において事業の全体を詳細に検討することが重要です。

既存施設の実態把握
長期供用計画の作成
簡易な診断
ESCO 事業導入可能性判断
詳細な診断
ESCO 事業実施の適否
予算化の手續

ESCO 事業導入の検討に当たっては、まず既存施設の実態把握が必要です。調査・整理する項目としては以下に示す項目が考えられます。

[調査項目]

- ・ 建物概要
- ・ 設備概要
- ・ 施設の運用状況
- ・ 過去3箇年のエネルギー種別ごとの消費量及び水の消費量
- ・ 設備の運転状況
- ・ 改修履歴、改修計画予定

(3) プロポーザル方式における予算化の手續き

地方公共団体においてはプロポーザル方式で ESCO 事業の事業者選定が行われるケースが多いのですが、事前に提案公募に係る経費のみを予算化した上で、最優秀提案に基づく金額によって予算額を設定した事例もあります。

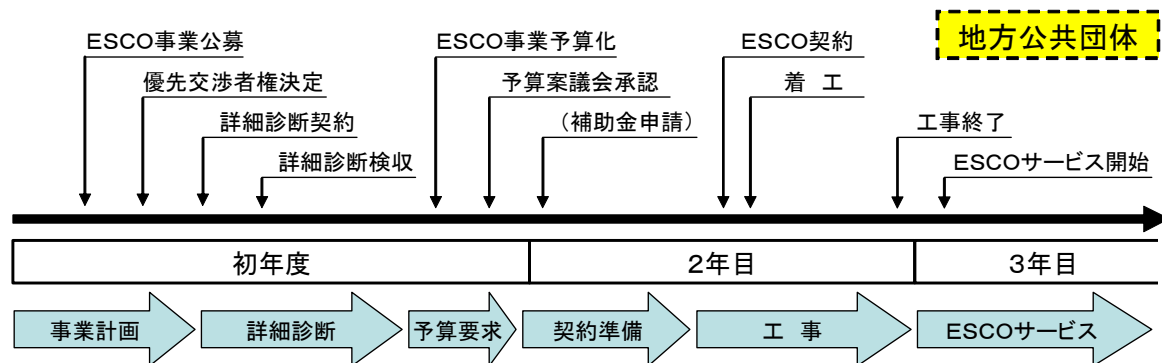


図 プロポーザル方式による ESCO 導入のスケジュール例

(4) 運用改善による省エネルギーの推進

ESCO 事業導入に係るフィージビリティ・スタディを実施し、ESCO 事業として適切な事業規模が確保されなかった場合などにおいても、検討の過程において得られた具体的な

エネルギー使用実態に基づく検討結果を施設の運用改善による省エネルギー対策に活用することは極めて有効、かつ重要であると考えられます。このような省エネルギー対策として、例えば「省エネチューニング」²⁰を挙げることができます。

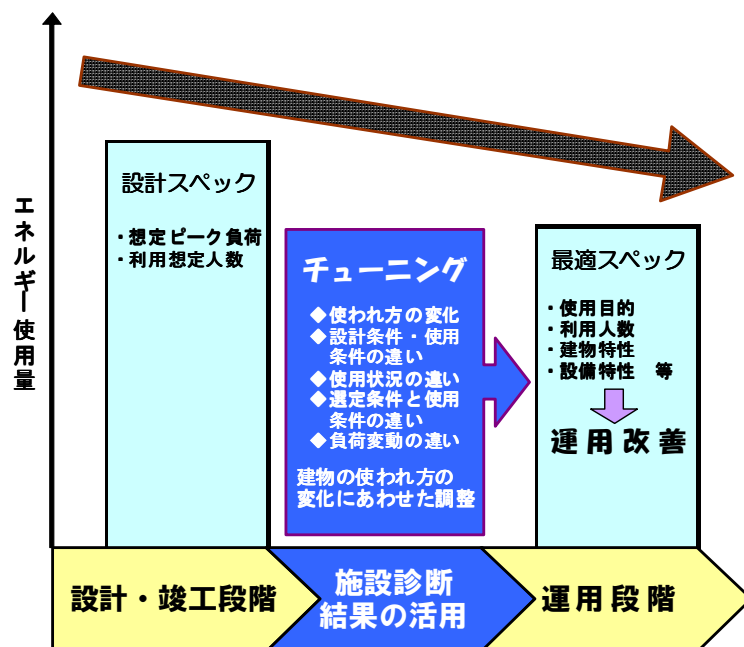


図 省エネチューニングのイメージ

省エネチューニングとは、「実際の『建物の使われ方の変化にあわせた調整』によって建物の省エネルギーを推進すること」です。

ESCO 事業のみならず、省エネチューニングといった手法を活用し、設計・竣工段階の条件と実際の使用条件との違いや利用する人員等の使用状況の変化、さらには設備の経年劣化やシステムバランスの崩れによるエネルギー損失等に適切に対応し、建物、設備の運用改善を図っていくことが重要です。

表 省エネチューニング項目分類(「省エネチューニングガイドブック」より)

負荷の軽減(温度、外気量、混合ロス)
機器の効率運転(熱源設備)
搬送動力の節減(ポンプ類、空調機等)
運用対応(運転管理、保守管理、換気設備、建築関係、空調関係)
その他(照明器具、衛生器具等、昇降機等)

²⁰ 詳しくは(財)省エネルギーセンターのホームページを参照
「省エネチューニングガイドブック」(平成19年1月改訂)
http://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html
「省エネチューニングマニュアル」(平成20年3月)
http://www.eccj.or.jp/b_tuning/manual/index.html

表 省エネチューニングの選定要件(「省エネチューニングガイドブック」より)

一次選定要件 (難易度・効果等)	
①	現場で容易に着手可能であること
②	メーカー・施行业者の指導下で容易に実行可能であること
③	新たな設備投資を伴わないこと
④	省エネルギー効果が大きいこと
⑤	設計条件と実際の運転状況との乖離が大きいこと
⑥	システム・機器類の無駄・不適切な運転があること
⑦	施設使用者に影響が少ないこと
二次選定要件 (運用条件・過去の実績等)	
①	利用者の了解が得やすい
②	法規等により推奨されている
③	定期点検がしばらく行われていない
④	詳細なデータの事前準備が不要である
⑤	利用人数、使用エリア、使用時間が変わった
⑥	温湿度条件が変わった
⑦	発熱機器が増えた・減った
⑧	施設全体又は一部の用途が変わった
⑨	近隣の環境変化があった
⑩	省エネチューニング手法の効果が確認済みである

5-5 建築物に関する契約

(1) 建築物に関する契約における環境配慮の必要性と意義

建築物に由来する排出を削減するためには、設計図による単品生産という建築物の特性を踏まえると、環境配慮技術に優れた設計者の選定が求められます。

既に多くの建築物において環境配慮技術に優れた設計者の選定を行っており、プロポーザル方式により設計事業者に対して技術提案を求めるテーマに、環境配慮に関する項目を含める対応が実施されているところです。こうした対応を制度的に位置づけ、すべての公共建築物の新築や増築、大規模な改修等において、環境配慮技術に優れた設計者を選定する必要があります。

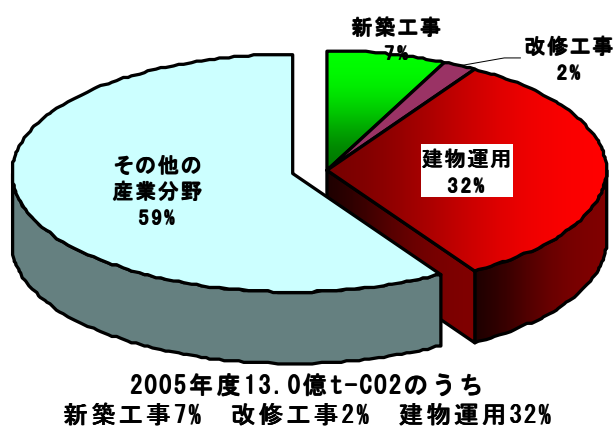


図 日本のCO₂排出量（約40%は建築関連から排出）

(2) 基本的な考え方

建築設計に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ①設計業務を発注する際に、環境保全性能を契約図書に記載する。
- ②プロポーザル方式により設計事業者に技術提案を求めるテーマのひとつ以上に、環境配慮に関する項目を含め、技術提案内容を設計成果に可能な限り反映する（環境配慮型プロポーザル方式の導入）。
- ③審査に当たっては、公平性、透明性、客観性を確保する。

(3) 環境配慮型プロポーザル方式について

アンケートでは「建築設計にプロポーザル方式を採用した例が乏しいため、よくわからない」とした意見が多くありました。プロポーザル方式の手続きの流れは図のとおりですが、詳細については「プロポーザル方式による設計者選定の進め方—質の高い建築設計を実現するために」（社団法人公共建築協会）等の資料を御参照ください。

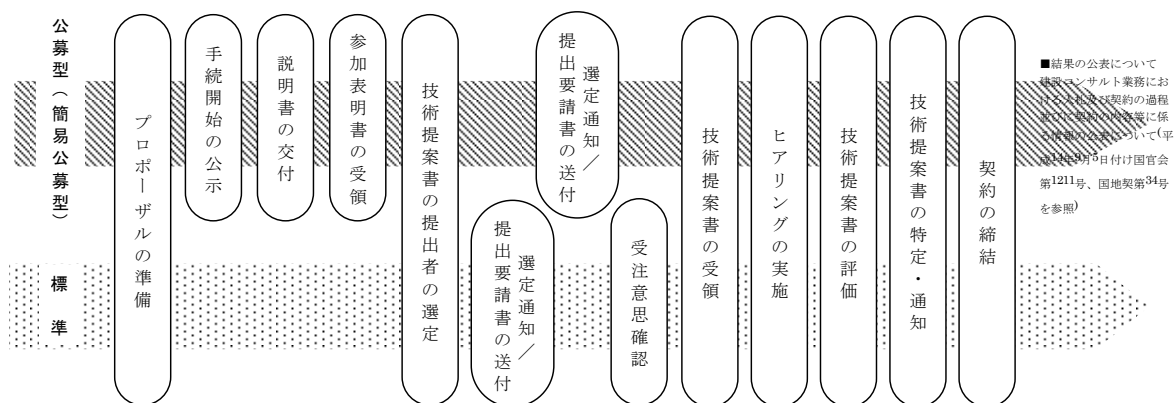


図 プロポーザル方式の手続きの流れ

プロポーザル方式は、技術提案書（プロポーザル）の提出を求めて、その評価により設計者を選定する手続きです。発注者はプロポーザルの課題を1つ以上設定し、設計者はその課題に対する考え方（設計案ではない）を提示する²¹こととなります。設計者にプロポーザルを求める課題のうち1つ以上に温室効果ガス等の削減に関するテーマを含めるものが「環境配慮型プロポーザル方式」です。

（４）技術提案に求めるテーマ

技術提案を求めるテーマには、周辺との関係、施設利用者の動線、バリアフリー、快適性など様々なテーマが考えられます。環境配慮型プロポーザル方式では、その中の1つ以上に温室効果ガス等の削減に関するテーマが含まれます。

国等の施設において実施された環境配慮型プロポーザル方式においては以下のようなテーマが設定された例があります。

■環境配慮に関する一般的な事項を求めた例

- 二酸化炭素排出量削減についての提案
- 施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量削減についての提案
- 環境及び省エネルギーに配慮した設計について
- 室の用途や地域の環境特性に配慮した上で、熱負荷の低減及びライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）の削減に有効な手法。
- 環境負荷低減及び効率的な維持管理に関し、特に配慮する事項について
- 自然エネルギーの活用と二酸化炭素排出量削減について
- 施設の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案。

²¹ プロポーザル方式はコンペ方式（＝設計案を評価）ではなく、「設計者（人）」を選定します。そのため、提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記載します。文章を補完するための最小限のイメージ図等は使用しても構いませんが、具体的な設計図、写真、透視図等は使用できません。

■地域特性の考慮を求めた例

- 地域特性などを考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案
- 積雪寒冷地に適した環境負荷低減の提案
- 山陰地域に適した環境負荷低減の方策について

■環境配慮とコスト削減を求めた例

- コスト面にも配慮した環境負荷低減について
- 自然環境に配慮した環境負荷低減の抑制と自然エネルギーの活用について
- 省エネルギー対策や自然エネルギー利用、メンテナンスフリー材料の採用等、費用対効果を踏まえたライフサイクルコスト削減への工夫について
- イニシャルコストを踏まえた、省エネルギー、温室効果ガス等の排出削減に考慮した環境配慮設計について。
- 改修費コストの縮減及びライフサイクルコストの低減を踏まえた、二酸化炭素排出量削減及び環境負荷の抑制方策についての提案

■より具体的な項目を設定した例

- 病院の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案
- 施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の抑制と省エネルギーについて
- 居室、廊下やコア等の配置、窓の大きさなどの工夫により、熱負荷を低減させる建築計画。
- 上記事業設計業務の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案（一般的な項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地形状・周辺状況等を考慮し、設計に当たっての考え方や具体的な取組方法等、より効率的な方策を示すこと）
- 大講義室における環境及び経済性、維持管理に配慮した空調システムの提案を行う。
- 温暖化対策（CO₂削減）、省エネルギーとデマンド対応に考慮した空調方式・設計に関する提案
- エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理のための設備導入の考え方についての提案
- 「居住者に環境対策（省資源・省エネルギー）をアピールする校舎改修設計」について

5-6 環境に配慮したOA機器の調達について

(1) 環境に配慮したOA機器調達の必要性和意義

オフィスにおける電気使用量のうち、コピー機等及びプリンタ等（以下「OA機器」という）は、電気使用量の一定程度の割合を占めており、これらの省エネルギー（省CO2）は重要な課題となっています。

しかし、現状では、以前の契約時と同数の調達台数を指定した複数年の賃貸借契約が多く、調達に際して必ずしも利用状況や要求される性能を把握・分析されていないケースもあります。一方、利用者の適切な作業能率を確保しつつ、OA機器の利用実態を把握した上で、設置台数や配置を最適化する取組や作業能率等についてP-D-C-Aによる改善の試みが始まっており、OA機器について、定常的な機器の入れ替えのみを行うのではなく、必要に応じ利用状況や要求性能、環境負荷の低減、機器の購入及び賃貸借等の直接費用、消耗品の管理やスペースコスト等の間接費用等、様々な観点を考慮した上で、調達を行うことも求められています。

このような背景から、一定規模以上の調達を行う際には、OA機器の利用実態を事前に把握した上で調達を行うことの意義は大きいと考えられ、基本方針解説資料に「環境に配慮したOA機器調達に関するガイドライン」が盛り込まれました。

(2) 環境に配慮したOA機器調達の流れ

ガイドラインでは、OA機器実態調査を実施し、その調査結果をもとに、調達台数等の仕様を検討してOA機器の調達を実施する流れ（一般競争入札）が示されています。

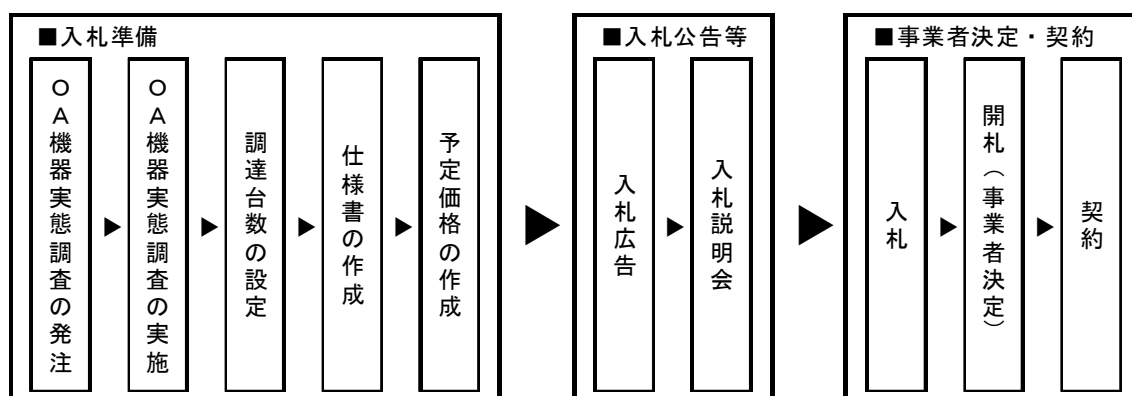


図 環境に配慮したOA機器調達の流れ

(3) OA 機器実態調査

OA 機器実態調査の実施に当たっては、まず、調査対象、調査実施体制、調査実施主体、調査方法を事前に検討することが必要です。

調査対象	目安:OA 機器 50 台以上
調査実施体制	コピー機とプリンタの所管部署が異なる場合などは連携する必要がある
調査実施主体	OA 機器事業者／コンサルティング事業者／調達者

定量調査	機器配置状況、機器使用状況、レイアウト図など	
定性調査	アンケート	各機能(コピー、プリンタ、FAX、スキャナ)の利用状況、満足度、要望など
	ヒアリング	調達状況(契約部署、契約金額、消耗品等)、管理状況(規則等)など

調査結果をもとに、必要に応じて専門家の助言を求めながら、台数の削減、用紙使用の削減、使用時の消費電力の削減等に資する調達を行うことが、OA 機器による環境負荷を低減するためには有効です。

(4) OA 機器を調達する際の留意点

例えば、チェックリストを作成し、環境に配慮した調達になっているかどうか確認することが有用です。

表 OA機器を調達する際のチェックリスト(例)

分類	チェック項目
共通項目	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針を作成している
	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針に基づいた調達を行っている
	管理対象にある OA 機器のリストを作成している
	管理対象にある OA 機器について実態調査を実施している
	管理対象にある OA 機器の出力状況を把握し、P-D-C-A による改善を行っている
台数削減	一定規模以上のまとまった台数による調達を目指し、管理対象にある OA 機器の調達時期を合わせるよう留意している
	管理対象において必要な出力環境を把握している
	専用プリンタをその他のプリンタと共用することを検討している
	調達しようとしている OA 機器は、管理対象において必要な出力環境を確保するため欠かせないものである
	調達しようとしている OA 機器の導入は、その利用者の要望に基づいている
用紙使用削減	両面印刷機能のある OA 機器の調達を検討している
	集約印刷機能のある OA 機器の調達を検討している
	セキュリティプリント機能のある OA 機器の調達を検討している
使用時の消費電力削減	スリープモードからの復帰時間が極力短い機種種の調達を検討している
	TEC 値の小さい OA 機器の調達を検討している
消耗品の調達・メンテナンスの効率化	グリーン購入法に基づくカートリッジを活用できる OA 機器の調達を検討している
	消耗品調達のメンテナンスの効率化を考慮した機器の選定をしている
OA 機器の使用時以外の環境負荷低減	リユース機の調達を検討している

(5) OA 機器の調達に関連する契約の先進事例（国の機関）

国の機関で実施された契約において、「台数を指定した OA 機器の調達」ではなく、「出力機器等の最適配置調査」と「出力サービスの提供等」に関する業務を組み合わせた役務契約として MPS（Managed Print Service）の導入を図った事例がありますので概略を紹介します。

資料 「出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」の事例²²

国土交通省北陸地方整備局

「出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」について

1. 契約の概要

出力機器等の複合機化、最適配置による温室効果ガス（CO₂）及び消費電力の削減、本局一括調達のスケールメリットを活用したコスト削減等を目的として、総合評価落札方式により事業者を決定した。国庫債務負担行為を活用した3ヵ年の契約である。契約期間中、出力状況をマネジメントし、使用段階においてもOA機器による環境負荷を低減する取組を進めることとした。

2. 契約に至る流れ

「最適出力環境プロジェクトチーム」を立ち上げ、庁内で体制を構築し、検討を行った。

平成20年度にOA機器事業者に委託し実施した「OA機器実態調査」の調査結果（使用状況、配置図等）を入札参加事業者へ開示し、提案を求める形で平成21年度に「国交省最適配置業務」の入札を実施した。

3. 調達による効果

OA機器台数	1,418 台	⇒	369 台	▲74%
温室効果ガス排出量	140 t-CO ₂	⇒	23 t-CO ₂	▲83%
コスト	2.7 億円	⇒	2 億円	▲25%
契約件数	82 件	⇒	1 件	—

4. その他

「OA機器実態調査」を落札した事業者の「国交省最適配置業務」入札の参加については、「OA機器実態調査」の調査結果を入札参加事業者に対して開示することにより、公正な競争が担保されるよう留意している。また、「OA機器実態調査」の実施時期から本業務の入札実施までに約10ヶ月を要しており、この間に組織の改編やOA機器の配置換えが行われたこともあり、入札参加事業者が「OA機器実態調査」の結果のほか、同一条件により最適配置提案が策定できるよう、所要の調達条件を明示した仕様書の作成に努めている。

²² http://www.hrr.mlit.go.jp/library/kenkyukai/h22/gyousei_hourei/12.pdf

5-7 その他の環境配慮契約

環境配慮契約法の目的は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築です。この目的の達成のためには、可能な限り多くの契約に環境配慮を盛り込むことが重要です。

国の基本方針でも、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して「できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする」としており、平成 21 年度の改定では、電気、自動車、ESCO、建築設計の 4 つの契約類型に加え、船舶の調達に係る契約についても新たに環境配慮契約を採用したところです。また、その他の項目についても順次検討を進めていく方針です。

地方公共団体においても、環境配慮契約の牽引者としての役割が求められており、様々な契約において環境配慮を求めることにより、公共部門と事業者が協働して環境への負荷の少ない持続的発展が可能な仕組みづくりを目指す必要があります。

基本方針解説資料では、「環境配慮契約の推進に関する重要事項」の一つに「すべての契約における環境配慮の推進」を掲げ、以下のような環境配慮契約を例示しています。

- 庁舎内の店舗等の販売形態や照明、空調等について、温室効果ガス等の排出の削減に努めることを求める
- 契約の成果が報告書である場合に再生紙の使用を指定する
- 直接購入する物品等に関して温室効果ガス等の排出の削減に配慮する取組みを求めるほか、購入した物品を輸送する際に可能な限り低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切なサイズの自動車の使用を求める

また、PFI 事業において、事業の一部に光熱水費の削減を含めることによって、より一層の省エネルギー効果が期待できます。また、事業者を求める提案に「地球環境への配慮に関する提案」を設定すること、事業において配慮する法令として環境配慮契約法を位置づけること、生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の算出を入札の際に要請し、審査項目としている事例もあります。

あるいは、環境マネジメントシステムを構築している事業者を優遇する²³など、事業者における環境保全の取組みを促進する内容を契約に含めることも考えられます。

²³ WTO 政府調達協定との整合性に十分配慮する必要がある。

資料編

1. 地方公共団体における先進事例

(1) 契約方針の事例（補足）

契約方針の事例については、P.15～P.18 を参照してください。以下は、「松本市地球温暖化防止実行計画」の中で掲げられている「松本市における環境配慮契約法の推進に関する基本方針」です。

松本市における環境配慮契約法の推進に関する基本方針

松本市における環境配慮契約法の推進に関する基本方針

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。この問題の解決のため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要があります。

松本市では、すでに平成 15 年から松本市地球温暖化防止実行計画（平成 18 年 3 月改訂）に基づき市役所の事務事業から排出される温室効果ガス等の削減に努めてきましたが、さらに契約段階での温室効果ガス等の削減を進めるため、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）に基づく基本方針を策定するものです。

1 環境配慮契約法の推進に関する基本的考え方

具体的には以下のような基本的考え方に則り、契約を進めていくものとします。

- (1) 契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、できる限り広範な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めるものとします。
- (2) 契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、物品等の生産、使用等に際して温室効果ガス等がより多量に排出され、結果として環境保全のために市民の負担が増大する懸念があることに留意するものとします。

2 環境配慮契約法の推進に関する基本的事項

(1) 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとします。

- ・ 電気の供給を受ける契約については、当分の間、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）、電気の安定供給等を総合的に判断し契約方法を検討します。但し入札に付する契約については、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記要件を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下、「裾切り方式」という。）によるものとします。
- ・ 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、当該地域の実情を勘案しつつ安定供給の確保のための取組との調和を確保するとともに、公正な競争を確保するものとします。
- ・ 電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、

予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる電気事業者と契約することとします。

(2) 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約

自動車の購入に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとします。

- ・ 自動車の購入に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結します。
- ・ 発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案して定めるものとし、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとします。
- ・ 入札条件は、当分の間、燃料種別ごとに設定するものとします。

(3) 建築物に関する契約

建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとします。

- ・ 建築物の建設にあたっては、断熱性能の向上を図るとともに太陽光発電をはじめとする、新エネルギーによる設備や機器の導入を積極的に図るものとします。
- ・ 設備や機器の導入にあたっては、導入時の価格面だけを考慮するだけでなく稼動時にエネルギー消費の少ないトップランナー方式による省エネルギー機器の導入等を積極的に図るものとします。
- ・ 建築物の建築又は大規模な改修（省エネ法の規定面積未満も含む。）設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式（以下、「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用するものとします。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。
- ・ 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記するものとします。
- ・ 環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合であって、特定された者の技術提案に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減への配慮の内容が、経済性にも留意して妥当と判断される場合は、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとします。
- ・ 環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあつては、特定された者と契約を締結し、設計成果について総合的な環境保全性能とともに生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価を契約の相手方（設計者）に求めるものとします。
- ・ 環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、あらかじめその旨及び概要を公表するものとし、また、概要を変更したときは変更後の概要を公表するものとします。
- ・ 環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、技術提案の提出を求める者に対し必要な情報を提供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮するものとします。

3 その他の事項

(1) 基本方針の検討

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するように、関連情報等をふまえて、必要に応じて基本方針の見直しを行うものとします。

(2) 電力の調達に係る事例

大阪府電力の調達に係る環境配慮方針²⁴

(目的)

第1条 本方針は、本府が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本府が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、大阪府の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 新エネルギーの導入状況
- (4) 環境報告書の発行状況
- (5) 環境マネジメントシステムの導入状況

2 加点項目

- (1) グリーン電力証書（大阪府内産）の購入状況
- (2) 大阪府域の森林の機能増進活動への参加状況
- (3) 大阪府が推進する緑化推進事業への参加状況

(評価)

第5条 本府が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を様式1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。

2 地球環境課長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

3 地球環境課長は、判定の結果について、様式2により入札実施所屬長等へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 入札事務を担当する者は、様式2により各事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第7条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第8条 本方針に係る事務処理等は、地球環境課において行う。

附則

この方針は、平成20年1月11日から施行する。

この方針は、平成20年12月19日から施行する。

²⁴ 平成20年1月施行。 <http://www.pref.osaka.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

長野県グリーン購入推進方針²⁵

長野県では「長野県グリーン購入推進方針」の中で、調達において環境に配慮する品目に電力を加え、判断の基準等を別記で示しています。

平成 22 年度長野県グリーン購入推進方針 より一部抜粋

3 調達を推進する環境物品等の品目及び判断基準

物品等の調達に当たっては、国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び県環境部廃棄物対策課が所掌する「信州リサイクル製品認定制度実施要綱」、その他県認定制度等（*1）に基づき、品目と調達目標及びその判断基準を別表のとおり定めます。

なお、調達目標の達成度は、対象品目購入量全体に占めるグリーン購入量の割合で算定します。

(…略…)

(*1)

①長野県グリーン購入推進方針対象品目に含まれる長野県認定制度

(…略…)

②県有施設で使用する電気の「省 CO2 化」

推進方針別表判断基準 別記 2 より一部抜粋

II その他品目

1. 県有施設で使用する電気の「省 CO2 化」

品目	判断の基準等
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>電力小売部門のうち、自由化部門（契約電力 50kw 以上）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省 CO2 化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>①次に掲げる省 CO2 化の要素を考慮する観点による基準表（環境部長が別に定める）により算出した合計点数が環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近年度の 1 kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数 ・直近年度の未利用エネルギー活用状況 ・直近年度の新エネルギーの導入状況 <p>②前年度、電気事業者により新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）の履行義務を達成していること。</p>

* 現時点での基準表及び基準点数は別紙のとおり

²⁵ <http://www.pref.nagano.jp/kankyo/kansei/green/>

推進方針別表判断基準 別紙（電力（省 CO2 化の要件））

以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、別添による報告書を提出すること。

- ①省 CO2 化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が 70 点以上（下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。）であること。
- ②前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号。以下「RPS 法」という。）の履行義務を達成している者であること。

<省 CO2 化の要素を考慮する観点による基準表>

項目	数値	点数
1kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数 (注 1-1) (kg-CO2/kWh)	0.3 未満	60
	0.3 以上 0.45 未満	50
	0.45 以上 0.6 未満	40
	0.6 以上 0.75 未満	30
	0.75 以上 0.9 未満	20
	0.9 以上	0
未利用エネルギー活用状況 (注 2-1)	1.35% 以上	20
	0 を超え 1.35% 未満	10
	活用していない	0
新エネルギーの導入状況 (注 3)	1.0 以上	20
	0.8 以上	10
	0.8 未満	0

(注 1-1) 1kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数とは、長野県内を管轄する一般電気事業者（中部電力株式会社）の供給地域に送電している電力について、資料「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」と同様の算出方法により算出した調整後排出係数をいう。排出係数の算出を行う年度については、原則として直近年度とするが、各種根拠データの整理の都合等により直近年度の排出係数の算出が困難な場合は、直近年度前年度とする。

(注 2-1) 未利用エネルギーの活用比率とは、以下の方法により算出した数値をいう。
直近年度の未利用エネルギー (注 2-2) による発電電力量 (kWh) を直近年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値

$$\text{直近年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{直近年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

(注 2-2) 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（R P S法で定める新エネルギーに該当するものを除く。）
- ③高炉ガスその他の副生ガス

(注2-3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量（別表の熱量を用いること。）と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注3) 新エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

直近年度自社施設で発生したR P S法で定める新エネルギー等電気の利用量（以下、「新エネ利用量」という。）に直近年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。）を加え、直近年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量を引き、直近年度前年度からバンキングした新エネ相当量を加え、直近年度翌年度にバンキングした新エネ相当量を引いた数値を資源エネルギー庁が発表したR P S法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した直近年度の当該電気事業者の基準利用量で除した数値（単位は全て kWh）

$$\begin{array}{l}
 \text{(算定方式)} \\
 \text{新エネルギーの導入状況} = \frac{\begin{array}{l} \text{直近年度自社施設で発生した新エネ利用量} \\ + \text{直近年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネ相当量} \\ - \text{直近年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量} \\ + \text{直近年度前年度からバンキングした新エネ相当量} \\ - \text{直近年度翌年度にバンキングした新エネ相当量} \end{array}}{\text{資源エネルギー庁が発表したR P S法第4条及び附則第3条に} \\ \text{定める方式により算出した直近年度の当該電気事業者の基準利用量}}
 \end{array}$$

(3) 自動車の調達に係る事例

大阪府自動車の調達に係る契約方針²⁶

1. 基本的考え方

自動車の調達に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で契約を締結することが必要である。このため、入札価格に係る評価点のほかに、温室効果ガスに関する環境性能に係る評価点を加えて、品質を総合的に評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果が最も優れた者を落札者として決定する(総合評価落札方式)。

ここで、価格以外の要素として評価する環境性能は、燃費(km/L)とする。

2. 対象となる車種等

「別表 11-1 自動車」に記載する燃費基準の対象自動車に限る。ただし、以下の場合は、当該総合評価落札方式を適用しないものとする。

- ①緊急用車両及び特別仕様車*を調達する場合
- ②リースの場合
- ③燃料種が異なる自動車と同時に応札する場合

*「緊急用車両及び特別仕様車」とは、以下の車をさす。

- 1) 警察本部で使用する緊急用車両及び特別仕様車
- 2) 警察本部以外で使用する車で、
 - ①緊急目的で使用するもの(救急用、消防用、災害用、その他緊急性が認められるもの)
 - または、②架装を施したもの(軽微なものを除く)

3. 選定方法

落札者の選定は、入札参加者が示すそれぞれの提案について最低要件の確認を実施し、評価値の算定を行った後、その算定結果が最も高いものとする。

3-1. 最低要件の確認

以下の3点を満足していることを確認する。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

「別表 11-1 自動車」の判断基準等を満足していることを前提として、使用状況を踏まえ、調達者において設定する。

- ③ その他、行政目的に応じて設定された基準に合致していること。

3-2. 評価値の算定

²⁶ 平成22年4月策定。

以下の算定式により、評価値を算定する。

$$\text{評価値} = \text{燃費の点数} / \text{入札価格の点数}$$

● 燃費の点数

燃費の点数とは、その燃費(km/L)に応じて点数化したもので、燃費基準値にある状態を100点、提案車のうちの最高の燃費値を示すものを最大150点として割り当て、下の式で表す。

$$\text{燃費の点数} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

標準点 = 100

$$\text{加算点} = \text{加算点}_f \times (X - A) / (X_{hi} - A)$$

加算点の満点 提案車の加算点の満点に対する割合

$$\text{加算点}_f = 50 \times (X_{hi} / A - 1)$$

加算点の満点の上限 最高の燃費値の燃費基準値に対する改善割合

ただし、計算値が50を超える場合は、50とする。

A : 燃費基準値(km/L)

「別表 10-1 自動車」に記載する燃費基準を参照

X : 提案車の燃費値(km/L)

X_{hi} : 提案車の燃費値のうち最高値(km/L)

注1) 燃費基準値が異なる車同士を比較する必要がある場合は、数値の最も低い燃費基準値に基づいて上述の計算を行うものとする。

注2) 燃費は、その表示モードに注意すること。車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、10・15モードによる燃費とJC08モードによる燃費を比較する必要がある場合は、当面、10・15モードの燃費に0.9を乗じてJC08モードの燃費とみなすこととする。

● 入札価格の点数

入札価格の点数は、その入札価格(円)に応じて点数化したもので1万円を1点とし、下の式で表す。

$$\text{入札価格の点数} = \text{入札価格(円)} / 10,000$$

3-3. 落札者の選定

3-2.の評価値の算定結果が、最も高いものを落札者とする。

3-4. 算定例

(略)

愛知県環境物品等調達方針²⁷

愛知県では、「愛知県環境物品等調達方針」において、通常の燃費基準に加え、配慮事項に「より燃費のよいものであること」を明記しています。

平成 22 年度愛知県環境物品等調達方針 より一部抜粋

(11) 自動車等	
ア 自動車	
品目	判断の基準等
自動車	<p>【判断の基準】 (…略…)</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③再生材が多く使用されていること。</p> <p>④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p> <p>⑤使用される塗料は、揮発性有機溶剤（VOC）及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑥より燃費のよいものであること。</p>
備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。	
2 ただし、上記判断の基準を満たす自動車の中に、必要な機能、性能、使用条件等に合う適当な車種が調達する自動車にない特別な場合には、より排出ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。	

²⁷ <http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/g-cyotatu.pdf>

2. 各種雛型

環境配慮契約に係る方針策定等に当たっては、以下の雛形や基本方針解説資料などを適宜御参照ください。

(1) グリーン購入の調達方針に契約方針を含める場合

グリーン調達に関する基本方針

<p>(前文、目的等)</p> <p>○基本方針が環境配慮契約法で規定された契約方針を含むものであることを明記</p> <p>※文例（既存の基本方針にあわせてください）</p> <p>本基本方針は、△△△が国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第10条第1項の規定に基づき、グリーン購入法第2条第1項の各号に該当する環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品などの物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するに当たり、基本的事項を定めるものである。</p> <p>また、本基本方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第11条第1項の規定に基づき、環境配慮契約法第2条第1項で定める温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物資の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。</p>	任意
---	----

グリーン調達に関する調達方針

<p>(環境配慮契約の契約方針)</p> <p>○電気の供給を受ける契約、自動車の調達に係る契約等、実際に取り組む環境配慮契約の種類</p> <p>○それぞれの契約類型についての実施方式等</p> <p>※具体的な実施方式等は別紙又は要綱等に記述することも可能です。</p>	必須	
品目	環境配慮契約実施方式等	
電気	電気の供給を受ける契約に関して入札を実施する施設においては、原則として、「〇〇」に定める方式に基づいた評価を実施すること。	

(2) 環境配慮契約の推進に関する基本方針（単独で策定する場合）

[地方公共団体名]における環境配慮契約の推進に関する契約方針	
<p>1. 目的等</p> <p>(環境配慮契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮契約とは温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約のこと ○本契約方針は環境配慮契約法で規定された方針であること <p>(環境配慮契約の目的・意義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮契約には「公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進」と「地域の環境配慮型市場への転換の促進」の2つのねらいがあること ○公共部門と事業者が一体となって温室効果ガス等の排出の削減に向けた取組むことが必要であること <p style="text-align: right;">等</p> <p>※文例</p> <p>地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。そのため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出の削減を図る必要があります。</p> <p>[地方公共団体名]では平成□年に***を策定する等、温室効果ガス等の排出の削減に向けた取組を実施してきましたが、この取組をさらに進めるために、契約の段階においても環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出のさらなる削減を図ります。</p> <p>温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進することにより、公共部門と事業者が一体となった温室効果ガス等の排出の削減に向けた取組を進め、公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進と地域の環境配慮型市場への転換の促進を目指します。</p> <p>本契約方針は、[地方公共団体名]が環境配慮契約を推進するための基本的な考え方を示すものであり、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく方針として位置付けるものです。</p>	<p>任意</p> <p>⇒p.12</p> <p>⇒p.5</p>
<p>2. 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○できるかぎり広範な分野で環境配慮契約の実施に努めること ○契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、結果として環境保全のために国民の負担が増大する懸念があることに留意すること 	<p>任意</p>

○グリーン購入法に基づく環境物品の調達や温暖化対策実行計画等の推進との整合を図ること

○調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとする

※文例は国の基本方針「1.」(2)を参考にしてください。

4. 環境配慮契約における基本的事項

○電気の供給を受ける契約、自動車の調達に係る契約等、実際に取り組み環境配慮契約の種類

○それぞれの契約類型について基本的な考え方

・電気の供給を受ける契約：

裾切り方式とすること 等

・自動車の調達に係る契約：

価格と価格以外の要素を総合的に評価すること 等

・船舶の調達に係る契約：

設計委託におけるプロポーザル方式や小型船舶の調達における推進機関の裾切り 等

・省エネルギー改修事業に係る契約：

ESCO 事業を幅広く実施すること 等

・建築物に関する契約：

環境配慮型プロポーザル方式を実施すること 等

※文例は国の基本方針「2.」「3.」「4.」を参考にしてください。

※具体的な手順（裾切り方式の配点等）は別紙又は要綱等に記述することも可能です。

5. 環境配慮契約の推進に関する取組

○法第11条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要を公表すること

○職員に対する普及啓発を図ること

○契約の手続きや情報のルート等について継続して検討すること

○本契約方針を必要に応じて見直すこと

※文例は国の基本方針「5.」を参考にしてください。

必須

任意

任意

(3) 電気の供給を受ける契約に係る方針（電気についてのみ単独で策定する場合等）

(目的)

第1条 本方針は、〇〇〇が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、〇〇〇が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、〇〇〇の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

一 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 新エネルギーの導入状況

二 加点項目

- (1) グリーン電力証書の購入状況

三 その他の項目

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）第8条第1項に規定する勧告の有無

(評価)

第5条 〇〇〇が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者（以下「入札参加希望電気事業者」という。）は、前条に定める環境評価項目を、別紙「電力の調達に係る評価基準」により算定し、その評価点等を別添様式1に記載し、△△△に提出するものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度△△△に提出するものとする。

2 △△△は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

(その他)

第6条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理等は、△△△において行う。

附則

この方針は、平成●年●月●日から施行する。

別紙 電力の調達に係る評価基準

1 下記の評価基準表の基本項目の得点の合計が※※点以上であること。基本項目の得点の合計が※※点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が※※点以上であること。

2 前年度においてRPS法第8条第1項の勧告を受けていないこと。

<評価基準表>

基本項目	区分	配点
1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (注1) (kg-CO ₂ /kWh)	***未満	
	***以上 ***未満	
	***以上 ***未満	
	***以上 ***未満	
未利用エネルギー活用状況(注2)	1.35%以上	
	0を超え1.35%未満	
	活用していない	
新エネルギーの導入状況(注3)	1.0以上	
	1.0未満	
加点項目	区分	配点
グリーン電力証書の購入状況	5%以上	
	5%未満	

注1 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、調整後排出係数を用いることとする。

注2 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を②前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式) 未利用エネルギー※の活用状況=①÷②×100

※未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS法」という。）で定める新エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

注3 新エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

①前年度度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量（以下、「新エネ利用量」という。）に②前年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー等電気相当量（RPS法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。）を加え、③前年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量を引き、④前々年度からバンキングした新エネ相当量を加え、⑤当該年度にバンキングした新エネ相当量を引いた数値を⑥資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した前年度の当該電気事業者の基準利用量で除した数値（単位は全てkWh）

(算定方式) 新エネルギーの導入状況 = (①+②-③+④-⑤) ÷ ⑥

様式 1 (入札参加希望電気事業者が提出)

1 事業者の称号等				
称号又は名称				
代表者職・氏名				
所在地				
問い合わせ先				
担当者名				
電話番号				
2 環境評価項目に関する数値等				
(1) 基本項目				
環境評価項目	数値等	点数	備考	
1kWhあたりの全電源平均 CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	(kg-CO ₂ /kWh)			
未利用エネルギー活用状況 (%)	(%)		算出根拠を示すこと	
新エネルギーの導入状況			算出根拠を示すこと	
(2) 加点項目				
環境評価項目	数値等	点数	備考	
グリーン電力証書の購入状況	(%)		証書の写し等	
(3) 合計点数				
(1) 基本項目の点数の合計 +				
(2) 加点項目の点数の合計	点			
3 前年度における「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第8条第1項に規定する勧告の有無				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px 20px;">有・無</td> </tr> </table>				有・無
有・無				
△△△ 殿				
上記報告内容に相違ないことを誓約いたします。				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>年 月 日</p> <p>代表者 職・氏名</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>印</p> </div> </div>				